

認知症高齢者をめぐる不法行為と家族責任
—高齢者施設に入所している場合の責任無能力者に対する監督義務者責任のあり方について—

A wrongful conduct and family responsibility around the dementia elderly person.
—About way of supervision obligation responsibility for responsibility incompetent person if you are admitted to a nursing home.—

[キーワード] 認知症高齢者 責任無能力者 不法行為責任 監督義務者 家族責任

[要約]

本論文では、責任無能力者である認知症高齢者や未成年者が犯した不法行為について、監督義務者である家族がどこまでの責任を負うのかを、家族をめぐる新しい裁判事例をもとに整理・考察を行うとともに、家族間における扶養理論を整理し、預かる側である施設、預ける側にいる家族、そして責任無能力者としての個人の責任について考察するものである。

はじめに

最近の社会保障や社会福祉をめぐる裁判¹を鳥瞰すると、認知症を患う高齢者や未成年者である子どもが、不法行為責任を問われる事例を散見することができる。従来、認知症高齢者や未成年者といった責任無能力者に関しては、一般的に「被害者」となる傾向が強かった。しかし今では損害賠償責任を問われる「加害者」としてのケースが見られるようになり、今後その割合は多くなると予測される。

そもそも現行民法では、709条²からはじまる第五章不法行為の部分で、故意又は過失によって第三者の権利や利益を侵害した者については、損害を賠償する責任を負わせている。しかし、同法712条³、713条⁴で未成年者と精神上の障害のある者に対しては責任無能力者という扱いをし免責を認める一方、同法714条において彼らの監督義務者に賠償責任を肩代わりさせる内容となっている。

すると、彼らのような責任無能力者に対しては、監督義務者が誰であり、その監督義務者が果たすべき責任の程度や内容、そして重さが問題となる。

昔から、未成年者である子どものトラブルに関しては、監督義務者である保護者（親）の責任が問われ、また成人については専ら、精神病疾患である者に対する同居家族等の責任が強く問われていた。しかし、最近また今後という意味においては、急増する高齢者、なかでも認知症高齢者の不法行為をめぐる論議が喫緊の課題として考えられるであろう。

また一方で、これまでは家族の役割として考えられてきた介護や保育が社会化される現状のなか、責任無能力者が老人ホームや保育所等で「預けられている」場合に発生する第三者への不法行為に対する責任や、責任に伴う賠償の程度も同時に争点となる。

これまで保育所や幼稚園、また高齢者施設等における事故等では、「預かっている側」の安全配慮義務違反等が問われるケースがほとんどであり、それらは子どもや認知症・寝たきり高齢者といった責任無能力者が「被害者」である場合をめぐるものであった。しかし、責任無能力者である子どもや高齢者が、互いに「被害者」であり、また「加害者」である場合、つまり、被害者・加害者が共に責任無能力者等であった場合、従来の施設側に求められた安全配慮義務違反だけでは対応できない、重複する責任の部分が問題となってくる。

本論文では近年とくに、学校等の教育現場だけではなく、保育や介護業界で起こる、度を越えたクレームや言いがかり的な苦情を、「そもそも一体、誰に責任があるのか」といった問題提起から、家族をめぐる新しい裁判事例をもとに整理・考察を行うと同時に、責任無能力者といわれる未成年者や認知症高齢者における扶養理論を整理し、預かる側である施設、預ける側にいる家族、そして責任無能力者としての個人の責任について考察するものである。

以下、責任無能力者が加害者となり、彼らに損害賠償責任が問われた場合の、監督義務者の責任とその程度について、最近の裁判事例から考察したい。順序としては、認知症高齢者が引き起こした事故に対する家族への賠償責任、ならびに小学生である未成年者が起

こした事故の家族責任について整理を行う。

1章 認知症高齢者の列車衝突事故裁判から

この事例は、当時 85 歳の妻や相続人である子らによって在宅介護を受けていた当時 91 歳の認知症高齢者が、徘徊中に鉄道構内に立ち入り列車に撥ねられ死亡した事故である。

鉄道会社側は、衝突事故により発生した上下線 20 本に約 2 時間程度の列車の遅れや代替列車の手配、人員補充等にかかる損害（約 720 万円）を、死亡した認知症男性の遺族である高齢の妻や長男、介護福祉士であり高齢者施設で勤務する三女らに対し、遺産の相続分に応じた金額の支払いを求めたものである。

徘徊癖のある認知症高齢者が引き起こした事故の損害賠償責任を、配偶者やその子らに負わせた珍しい事例である。なかでも、施設介護ではなく在宅介護(自宅)での事故ということで、責任無能力者の配偶者や子に監督義務責任があることを暗示する判決内容という点でも、今後の高齢者介護における視点として注目すべき事例である⁵。

主な争点は、民法 714 条⁶に基づく配偶者の監督義務違反、ならび長男が同条 2 項の代理監督者と同視し得るか、というものである。

争点や結論はほぼ同じであるものの、一審、二審とでは結論をめぐる根拠の視点に若干の相違があることから、それぞれの判決文に従って整理したい。

1 節 名古屋地方裁判所の判断（名古屋地裁平成 25 年 8 月 9 日判決 控訴⁷）

一審判決の結論としては、配偶者である高齢の妻だけではなく、その長男についても監督責任を問うものであった。とくに子である長男に対しては、長男が中心となって施設介護ではなく在宅介護を選んだにもかかわらず、在宅での介護に必要な措置を採らなかったとして、民法 714 条 2 項の監督義務者に代わって監督する者（代理監督者）としての義務違反があったという点から、鉄道会社に対する損害賠償責任を認めたものであった。

つまり、認知症高齢者の配偶者である妻と長男に対し、監督義務者に相当するとして損害賠償責任を認め、その他の二男、二女、三女らについては、鉄道会社側からの賠償請求を棄却したものであった。判例としても、認知症を患う高齢者が引き起こした事故の損害賠償責任を、長男である子に負わせた事例は過去に存在しないことから、従来の扶養理論との関係からも興味深い事例である。

民法 714 条に基づく長男の代理監督義務者としての義務の履行に関しては、認知症である父親に対する成年後見の手続きは執られていないにしても、多数の不動産と多額の金融資産を持つ父親に代わって、その資産をコンビニエンスストアのフランチャイザーに土地を賃貸し、母親と長男名義の建物が敷地内に存在することなどから、実質的には認知症である父親の財産管理をしていながら、当時 91 歳の父親に認知症の症状が進行し徘徊等があったにもかかわらず(要介護度 4)、家族会議では父親を高齢者施設に入所させる手続きも執らず、さらに近くに住み介護福祉士やホームヘルパー二級の資格を取得し、高齢者施

設で勤務する三女に対しても頻繁な訪問を依頼せず、訪問介護等の介護保険制度も利用しなかったという、在宅介護に必要な措置を講じなかったことによる監督義務違反を認めるものであった。

このようなことから判決では、「長男は、社会通念上、民法 714 条 1 項の法定監督義務者や同条二項の代理監督者と同視し得る父親の事実上の監督者であったと認めることができ、これら法定監督義務者や代理監督者に準ずべき者として認知症である父親を監督する義務を負い、その義務を怠らなかったこと又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったことが認められない限り、その責任を免れないと解するのが相当であり、…民法 714 条 2 項の準用により、本件事故の損害を賠償する責任がある⁸」(判例時報 2202 号 78 頁 4 段)とした。

この一審判決では、他の相続人である子らの責任についても詳細に分析しているが、とくに専門家として介護の仕事に就いている三女の責任と役割については、介護を施設で行うのか、それとも自宅で行うのかという選択も含め、プロとしてどこまでの介護を行うべきであるのか、また可能であるのか、といった監督義務の程度と提供される介護水準との関係からも整理しておきたい。

相続人である三女は、国家資格である介護福祉士や、ホームヘルパー二級の資格をもち、現に高齢者施設で勤務している介護の専門家であるため、認知症で徘徊癖のある要介護度 4 の父親に対し、業務ではなく家族間というプライベートな関係であるにせよ、父親の今後の介護をめぐる、どのようなアドバイスや提案を相続人として、また扶養義務者として行ったのであろうか。

三女の民法 714 条に基づく損害賠償責任の有無に関して、「…介護に職業として携わっている者として、認知症患者が徘徊して行方不明となる事例が多いことを認識し、徘徊中に交通事故等の事故に遭った事例も何件か見聞きしていたこと、家族会議においても認知症である父親を特養に入所させるかが話題になった際、特養の問題点を指摘して在宅介護を勧めながら、自己が父親の介護により深く関与することも、民間のホームヘルパーを依頼するなどして父親を在宅で介護していく上で支障がないような具体的な改善策を助言することもなかったこと、また、(父親が外に出ないよう)事務所出入口の事務所センサーに電源が入れられていないことを認識していたにもかかわらず、電源を入れる等の徘徊防止等を講じておくべきと助言することもなかったこと」(判例時報 2202 号 81 頁 1 段)などから、認知症になった父親が自宅から独りで外出・徘徊して第三者の権利を侵害することのないような介護体制を整えておくべき不法行為法上の注意義務を負っていた、と裁判所は結論づけた。

また、判決のバックグラウンドとして、相続人である家族らは、不動産を除く 5,000 万円以上の預貯金を相続していることなどから、介護福祉士として近くに住む三女に、父親の訪問頻度を増やすよう依頼したり、介護保険の在宅サービスを利用するなどして在宅介護していく上で支障のない対策を具体的に講じなかった点、父親が存命中、民間の介護

施設や介護保険のサービスを十分に利用するだけの経済的余裕があったにもかかわらず、要介護度4の認知症である父親の監督義務を果たしていなかった、言い換えるならば、「相続するであろう分に見合った、十分な介護を行っていなかった」という結論に達したものと思われる。

2節 名古屋高等裁判所の判断（名古屋高裁平成26年4月24日判決 上告⁹）

二審判決では一審と争点を同じくするものの、配偶者である当時85歳の妻の監督義務を強化した一方で、長男が認知症であった父親の成年後見人ではなかったことから、監督義務者に該当しないという結論を下したものであった¹⁰。

以下では、一審で長男に代理監督義務者としての責任を課したものの、二審でその責を退けられた根拠、ならび高齢で要介護者でもある配偶者の妻に責を帰した根拠について整理したい。

まず、長男に対しては、成年後見の申立てがなされていれば後見開始決定がなされ、成年後見人に選任される蓋然性が極めて高いと推認されるものの、結果として認知症の父親の成年後見人ではなかった点があげられる。逆に考えるならば、成年後見人として選任されていれば、民法714条に基づき監督義務者としての責任が発生したと思われる¹¹。

また、成人である長男が、老親であるところの認知症の父親を看る義務については、民法877条1項¹²に基づき、夫婦間や親と未成熟子との関係にみられるような絶対的な扶養義務として考えられる生活保持義務ではなく、相対的で扶養義務者本人に余力がある際に求められる生活扶助義務があるのみという考え方からして、老親と同居し介護まで行う引取扶養を意味するものではないことを理由に、扶養理論の経緯からしても長男に認知症を患う老親の監督保護責任を否定する展開となっている。

一方で、当時85歳だった配偶者である妻にのみ監督義務者としての責任が肯定された理由としては、まず民法752条の夫婦間における「同居し、互いに協力し扶助する」義務をあげ、婚姻中において配偶者の一方が高齢、疾病または精神疾患（認知症）により自立した生活を送ることができなくなり、徘徊等により自傷他害のおそれをきたすような場合には、夫婦としての協力扶助義務の一環として、その配偶者の生活について自らの生活の一部であるかのように見守りや介護を行う身上監護義務があった点である。

そもそも、民法714条1項で規定する責任無能力者に対する監督義務者に、配偶者である妻が該当するかについても、まず前提として事故当時、重度の認知症を患う夫を、精神保健福祉法5条¹³に基づいて精神障害者に該当するとし、同法20条¹⁴に基づく保護者として配偶者である妻が位置づけられていることを理由としている。

そのうえで、民法714条「責任無能力者の監督義務者等の責任」から、配偶者である妻を監督義務者に該当すると判断したものであった。

判決文でも、「配偶者の一方が精神障害により精神保健福祉法上の精神障害者となった場合の他方配偶者は、同法上の保護者制度の趣旨に照らしても、現に同居して生活している

場合においては、夫婦としての協力扶助義務の履行が法的に期待できないとする特段の事情のない限りは、配偶者の同居義務及び協力扶助義務に基づき、精神障害者となった配偶者に対する監護義務を負うのであって、民法 714 条 1 項の監護義務者に該当するものというべき」(判例時報 2223 号 33 頁 3~4 段)としている。

そして最後に、民法 900 条 1 号¹⁵の規定から、配偶者は相続財産に対して二分の一の法定相続分があることをあげ、子や他の親族らより相続の配分割合が有利に設定されていることから、他方配偶者である責任無能力者の加害行為によって生ずる被害者の救済を図る規定をその理由としている。

2章 監督義務者に求められる監督義務責任の程度と内容

では、民法 714 条で求められる責任無能力者を監督する義務の履行は、どの程度また内容を指すのであろうか。責任無能力者の不法行為に対する監督責任をめぐっては、これまでも研究蓄積はあるものの、成人の場合にはそのほとんどが精神病患者の犯罪等に関する監督者責任を問うものであり、前章で紹介した認知症を患う徘徊高齢者と列車との衝突事故による監督者責任を問う事例は、過去に見当たらないという点で、今後の高齢社会の課題に対して示唆に富むものである。つまり、これまでの精神病患者をめぐる監督義務者が父親や母親であったのに対し、今回のものでは、加害者である認知症高齢者の監督義務者が配偶者であり、また長男である子としたからである。

1 節 認知症高齢者の列車衝突事故裁判からみた監護義務の程度

前章で、認知症高齢男性の配偶者である妻とその子である長男について、民法 714 条で規定された監督義務者への該当性については触れたところである。妻・長男両者における監督義務者としての程度に関しては、判決文の監督義務上の過失部分から推し量ることしかできないが、判決文中でも強調されている「生活全般に対する一般的な監督義務」を、判決文から推測すると次のようになる。「当時 85 歳の妻は、責任無能力者である夫の介護について、長男の妻等の補助を受けながら、夫の意思を尊重しその心身の状態及び生活状況に配慮した体制を構築していたということはできるものの、夫が日常的に出入りしていた事務所出入口に設置されていた事務所センサーを作動させるという容易な措置を採らず、電源を切ったままにしていたのであるから、夫の監督義務者としての、1 人で外出して徘徊する可能性のある夫に対する一般的監督として、なお十分でなかった点があるといわざるを得ない。」(判例時報 2223 号 37 頁 1 段)と監督義務の程度を示している。つまり、監督義務者は、責任無能力者に対する一般的な監督でよく、その一般的な監督の程度で争点にもなった「片時も目を離さずに見守る」ことは不可能、という遺族からの主張に対しては、瞬時も認知症高齢者の行動から目を離してはいけない、という趣旨のものではなく、「監督義務者やその補助者の不知の間に外出し、その生命や身体に対する危害を被ることのない程度に高齢者の行動を把握する必要がある。」(判例時報 2223 号 37 頁 4 段)と判示している。

「生活全般に対する一般的な監督義務」と、この事件からみた在宅介護の程度やその内容との関係を整理したい。

事故当時 91 歳で何度も徘徊を繰り返していた認知症の高齢者は、事故の 5 年ほど前である 86 歳の頃、要介護 1 の認定を受け、骨折に伴う入院を契機に認知症が悪化、同年暮れには要介護 2 に変更となった。その後、認知症状は進行し続け、独力での日常生活はほぼ不可能な状態に到り、事故当時は要介護 4 の認定を受け、認知症高齢者自立度も IV と判定されていた。

介護体制は、配偶者である妻が同居の親族として認知症である夫の財産の管理、身の回りの世話を行っていた。息子である長男は、横浜市で生活をしていたため、頻繁な訪問はしていないが、要介護 1 を認定された後の親族会議の結果、長男の妻が単身、横浜市から義父の介護のために転居し、ホームヘルパー 2 級の資格を取得し、日常生活の介護にあっていた。

当時、家族会議に参加していた相続人である三女は、介護が必要な父親の自宅から車で 10 分程度の地域で暮らし、ホームヘルパー 2 級の資格と国家資格である介護福祉士の資格を持ち、介護施設で勤務する者であった。

監督義務の履行について、一審である名古屋地方裁判所での判決内容を参考にすると、監護義務者らである相続人らが、家族介護によって適切な介護を行うことができていたことから、ホームヘルパー等を利用しなかったと主張していることに対し、「(家族会議で)特養に入所させるか否かも話題に上ったのであるから、長男としては、なおも在宅介護を続けるのであれば、父親宅の近くに住み、介護保険福祉士(判決文のまま)として登録されていた三女に父親宅を訪問する頻度を増やすよう依頼したり、民間のホームペーパーを依頼したりするなど、父親を在宅介護していく上で支障がないような対策を具体的にとることも考えられたのに、そのような措置も何ら講じられていない。そして相続人らが父親から多額の相続を受けていることから明らかなとおり、事故当時における父親の経済状態は、民間の介護施設やホームヘルパーを利用するなどしても十分に余裕があったものであり、経済面での支障は全くうかがわれない。」(判例時報 2202 号 79 頁 4 段)として、十分な介護を行っていなかった、つまり監護義務者らが、多額な相続分を享受できる立場にいたにもかかわらず、認知症を患う父親に対して、それに見合う介護サービスを投入せず、相続するであろう遺産の目減りを防止するような低い介護提供のレベルからして、「生活全般に対する一般的な監督義務」を怠ったと認定したものと思われる。

2 節 未成年者の事故裁判からみた監護義務の程度

同じ、責任無能力者の不法行為に対する監護責任において、責任無能力者が未成年者の場合における監護義務の程度を、最近の裁判事例から整理したい。

テレビや新聞等のメディアでも取り上げられた事例であるが、当時 11 歳の小学生が放課後、校庭で蹴ったサッカーボールが道路に飛び出し、これを避けようとして転倒、受傷し

死亡したバイク運転中の当時 85 歳の高齢者の事故につき、小学生の両親の監督者責任が棄却された事例である（最高裁判所 平成 27 年 4 月 9 日判決¹⁶）。

子どもに対する監督義務を保護者が怠らなかったかどうかについては、「責任能力のない未成年者の親権者は、その直接的な監視下でない子の行動について、人身に危険が及ばないよう注意して行動するよう日頃から指導監督する義務があると解されるが、ゴールに向けたフリーキックの練習は、通常は人身に危険が及ぶような行為であるとはいえない。また親権者の直接的な監視下でない子の行動についての日頃の指導監督は、ある程度一般的なものとならざるを得ないから、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合は、当該行為について具体的に予見可能であるなど特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとすべきではない。父母である監督義務者らは、危険な行為に及ばないよう日頃から子どもに通常のしつけをしていたというのであり、子における行為について具体的に予見可能であったなどの特別な事情があったこともうかがわれない。」（判例時報 2261 号 147 頁 4 段～148 頁 1 段）として、日常生活を営む上での指導や躾としての一般的な監督義務から判断したものであった¹⁷。

逆に、具体的な行動から監督義務を果たしていなかったと判断された事例として、当日 11 歳の児童が自転車を運転中、当時 65 歳の歩行者に衝突させ、歩行者が意識不明の重態になった事故について、児童の母の監督義務者としての損害賠償責任が肯定されたものがある（神戸地方裁判所 平成 25 年 7 月 4 日判決 控訴¹⁸）。ここでは、親権者である母親の監督義務について、「加害行為及び注意義務違反の内容・程度、また被告は子に対してヘルメットの着用も指導していたと言いながら、事故当時子がこれを忘れて来ていることなどに照らすと、被告である母による指導や注意が奏功していなかったこと、すなわち母が子に対して自転車の運転に関する十分な指導や注意をしていたとはいえず、監督義務を果たしていなかったことは明らかである。」（判例時報 2197 号 88 頁 2 段）として監督義務者である母親の指導とその効果から、監督義務履行の実効性を図ったものもある¹⁹。

3 章 監督義務者に求められる一般的な監督義務と老親扶養との関係

監督義務者に求められる「生活全般に対する一般的な監督義務」の程度や内容、その範囲はいかなるものであるのか、民法に規定される老親扶養理論との関係から整理したい²⁰。

認知症高齢者を含む高齢者介護、言い換えるなら介護が必要になった老親の介護の程度や内容について、民法上の扶養理論では、何ら規定されてはいない。現行の民法における扶養義務の範囲としては、民法 877 条 1 項「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある」とし、2 項「家庭裁判所は特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる」とされているのみである。具体的なその内容については、要扶養者と一定の親族的身分関係にある者が、生活を維持するために行う経済的・金銭的給付であるとされ、程度については、民法 879 条「…

当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、扶養権利者の視力その他一切の事情を考慮して、家庭裁判所がこれを定める」という白地的なものとなっている。

具体的に家庭裁判所等に持ち込まれる事案から見た老親への扶養の程度については、通説として位置づけられている扶養二分論を柱に、配偶者と未成熟子に対する生活保持義務と、老親を含めた他の親族に対する生活扶助義務とに分けた対応が一般的なものである。成人した子から老親に対する生活扶助義務に対しては、生活保持義務と比べ相対的な扶養義務として位置づけられ、扶養者の義務の程度で言えば、かなり弱い義務の履行で済まされるものとなっている。とくに老親の介護をめぐっては、老親と同居し直接的な介護労働を強いる引取扶養まで強制するものではなく、身上監護による扶養義務までを課すものではないというのが通説である²¹。

つまり、高齢者の介護に関しては、老人福祉法が制定された直後から、「社会保障へ完全昇華せしめられ²²」るという言葉通り、老人福祉法制度に委ねられる期待や、現にいまでは介護保険法制度がそれに応えるものとして登場した。

しかし最近の扶養をめぐる事案をみると、扶養権利者である親の老人ホームにかかる費用を扶養義務者である子に請求した事例²³や、在宅での介護にかかった費用を寄与分として他の相続人に請求した事例²⁴、さらには老親ではないものの、成人した子はその親に対して、教育費等を請求するような事例²⁵も散見される。今後とくに高齢者の急増と、少子化による親子間での交渉程度の密度具合から、要扶養者である老親が、介護サービスを受給するにあたって扶養義務者である子に請求するようなケースは、今後多くなると予想される²⁶。

では、不法行為に伴う監督義務者の一般的な監督義務の程度や内容との関係でいえば、どう整理できるのであろうか。

民法上の扶養義務規定でいえば、成人した子から老親への場合、生活扶助義務が考えられ、その内容や程度については、軽微な義務として位置づけられている。そして、老親のなかでも認知症高齢者については、精神保健福祉法上の範疇でもあるが、同法の歴史的経緯²⁷からしても、成人の責任無能力者に対する監督義務責任については、殺人を含めた精神障害者に対する論議が中心であり、このような成人に対する監督責任を強化することは、監督者にあまりにも負担が大きすぎるとして、1999年度、同法は保護者の義務規定を見直し、「監督者として自傷他害を防止する義務」を削除、また2014年度からは、同法20条の「保護者」規定が削除されるなど、精神病患者を含めた精神障害者を抱える家族の負担を軽減する措置を採ってきた。

もともと、民法714条の規定は、責任無能力者として他人に危害を加えた未成年者や、精神上の障害によって自己の行為の責任を弁識する能力に欠く状態にある者が、他人に損害を与えた場合、賠償責任を負わないとする同法712条、713条の規定に対し、責任無能力者の加害行為によって損害を被った被害者救済のために設けられた条項である。そのため、

加害行為を犯した責任無能力者を監督する法定監督義務者や、また監督義務者に代わり補佐する者として代理監督義務者の規定が設けられている。

そしてこの監督義務者らに求められる損害賠償責任は、監督義務者が監督義務を怠ったという監督上の過失を要件としていることから、監督義務者は責任無能力者に対する一般的な監督義務違反の存在が、損害賠償責任の根拠となる。

「一般的な監督義務」の程度については、前章までの事例を通じて未成年者による不法行為の場合には、監督義務者である保護者(親)の指導や日頃の躾とその効果によって凶られるように思われるが、成人であるとりわけ認知症高齢者としての責任無能力者に対する「一般的な監督義務」に対しては、前章の列車衝突事件事例で判示された点に集約されると思われる。この列車衝突事故では、「徘徊をする認知症高齢者を、介護者が合理的で可能な範囲内で、誰かが傍にいて認知症となった夫を見守っていたという程度で足りる」と遺族側は在宅介護での認知症高齢者に対する一般的な監督義務の程度について主張したが、裁判所は「なるほど、認知症高齢者から目を離さず見守る、ということが、監護義務者である当時 85 歳の配偶者に対して、瞬時も高齢者の行動から目を離してはいけないとの趣旨のものでないことは、主張の通りであるが、監督義務者やその補助者の不知の間に頻りに徘徊をする認知症高齢者が外出し、その生命や身体に対する危害を被ることのない程度に高齢者の行動を把握する」程度の監督義務があると結論づけ、そのために具体的には出入口にセンサーを設置し、高齢者が出入りする際にそれが作動するようにしておくことに言及した。

また、責任無能力者に対する監督義務を果たすうえで鍵となる同居の形態であるが、責任無能力者とその監督義務者、もしくは事実上の保護者との関係が、子どもや精神障害者、そして認知症高齢者である場合、同居しているケースが非常に多い。同居しているが故に、責任無能力者に対して監督下・監視下に置きやすい場合における監督義務の履行の程度や内容について、認知症高齢者の事例は少ないものの精神障害者のケースは判例上の蓄積も多い²⁸ことから、それらを手がかりに一般的な監督義務の履行を整理すると、精神疾患を有する者の加害行為と、監督義務者に求められる責任、つまり監督責任の成否の判定に関しては、「(精神)病院に入院させる等の適切な措置をしたという事情²⁹」や、「警察や保健所へ相談したという事情³⁰」の有無をその判断材料としている。

また、認知症高齢者の徘徊に伴う列車衝突事故から、認知症高齢者をめぐる同居する家族による監督義務者の責任の成否判断については、「高齢者施設への入所への手続きや入所に到る相談」、「ホームヘルパー等の依頼や、介護保険サービス利用やその手続きに対する対応」、「住宅改修等、建物の事故防止に対する適切な対応」等の措置が判断材料として図られている。

4章 介護サービスの提供と責任無能力者の不法行為に伴う監督義務との関係

高齢者の急増、なかでも団塊の世代が前期高齢者となった昨今、認知症を患う高齢者が

介護サービスを利用した際、高齢者が被害者になる事案ばかりではなく、他的高齢者に対して、また職員に対して暴力等の不法行為を引き起こし加害者となる場合も、今後少なくはないと考えられる。

認知症高齢者のような責任無能力者の不法行為に伴う損害賠償請求について、加害者、被害者とも認知症である場合の判例も過去に存在する³¹。

この事例は、社会福祉法人が管理運営を行う特別養護老人ホームに併設している短期入所生活介護(ショートステイ)を利用していた当時91歳で認知症を患う要介護5の女性が、車椅子に乗っていたところ、当時92歳で認知症を患う要介護3であった同ホームに入所している男性利用者から、乗っていた車椅子を自分のものと勘違いされ、背後から押され転倒、後遺症を負った事故である。

主な争点は、短期入所生活介護利用契約上の、事故を未然に防止できなかった安全配慮義務違反として、社会福祉法人が訴えられたものであった。

結果として、「職員は単に加害高齢男性を自室に戻るよう説得するということのみではなく、さらに被害高齢女性を他の部屋や階下に移動させる等して、加害高齢男性から引き離し、接触できないような措置を講じて被害高齢女性の安全を確保し、本件事故を未然に防止すべきであったものというべきところ、このような措置を講ずることなく、本件事故を発生させたものであり、社会福祉法人には安全配慮義務の違反がある」(大阪高判平成18年8月29日判決2争点(3)ウから)と結論づけた。

従来、老人ホーム等での介護事故といえ、職員の過失によって利用者である高齢者に転倒による骨折や食事介助中の誤嚥等をイメージさせるが、先の事例のように認知症高齢者同士の事故も珍しいケースではあるものの、介護事故として考えられよう。

上記の事例では、責任無能力者による不法行為であることから、当然、民法714条に基づく監督義務者による責任も問われることになる。しかし、例えば在宅で介護を受けているような認知症高齢者が、徘徊行動をとり街中で第三者に暴力をふるい他人を傷つけた、といったような場合であれば、先の列車衝突事故のように監督義務者の注意義務が問われるであろう。

一方、老人ホーム等で介護サービスを受け、介護事業所側の安全配慮が求められるなかでの加害行為であった場合、介護サービス提供者側に求められる安全配慮義務によって、監督義務者の責任が免除されるわけではなからう。

介護保険法に基づく介護サービスの提供の仕方については、例えば、介護保険制度を利用した老人ホームの利用を考えた場合、介護サービスを受けようとする高齢者は、老人ホーム等の施設に申し込みを行い入所系のサービスを受けることになるが、入所利用契約に則り、食事・入浴・排泄、その他生活上の支援を受ける権利が発生するとともに、サービス提供に対する1~2割の利用料を支払う義務が発生する。一方、老人ホーム側でも同じく入所利用契約に基づき、日常生活上で必要な介護サービスを提供する義務があるとともに、利用料を徴収し利用料以外の8~9割の費用を保険者から徴収する権利がある。

契約の当事者は、介護サービスの提供事業者が社会福祉法人ならび医療法人、NPO 法人であれば法人の代表責任者である理事長となり、営利法人等であれば代表取締役社長等が利用者本人と契約を締結する手続きを経る。

また、具体的な介護サービス提供の内容でいえば、介護支援専門員によって必要な介護ニーズの把握を利用者やその家族から聞き取り、その要望やアセスメントされた内容に沿って長期目標・短期目標が立てられ、提供される介護のサービス内容が確定する。これが介護サービスを提供する側にとって履行すべき契約内容となり、その介護計画に沿って具体的な介護サービスが投入されることになる。つまり、介護保険制度に基づく介護サービスの提供は民法上での契約に相当し、ケアプランで合意を得たうえで、締結した内容に沿ってサービス提供がなされない場合、民法 415 条³²の債務不履行に伴う損害賠償責任を問われることになる。

くわえて、介護保険法に則り提供される介護サービス契約の法的位置づけについては、適切な介護サービスの実施を目的とした、より良い介護の方向・目標に向かうための努力をする準委任契約であり、完成・完結責任を負う請負契約ではない³³。

以上を考え合わせると、例えば認知症を患う男性高齢者を特別養護老人ホームに入所させた場合、その配偶者である妻が存命であれば、第一義的には配偶者の妻が監督義務者となる。またその子らが老人ホームに入所する父親の成年後見人であるのなら、法定監督義務者または代理監督義務者になろう。

おわりに

高齢の妻が長男夫婦と同居し、年に数回のみ施設に預けている認知症の夫の面会に訪れる、といったスタイルは老人ホームでよく見られる光景である。

配偶者である認知症の夫の介護を含めた生活全般を、老人ホームに依存している場合、配偶者間での民法上の扶養義務や、精神保健福祉法上の保護者としての義務³⁴、また、不法行為がなされたわけではないものの、そうならないための監督義務者としての責任が、家族の義務として果たしていると言えるのであろうか。

そうこうしているなか、介護施設で転倒・転落、誤嚥による事故が発生した場合、介護施設との準委任契約ならび入所契約時に締結されるサービス提供契約に規定されているにしか過ぎない範囲内のみで、預けているだけの配偶者や家族は、施設側やその職員に過度な要求や、過剰な苦情・クレームを申し出ることが果たして可能なのだろうか。ましてや、法的には何ら直接的な権利義務関係のない、ただ子であるというだけの関係のなか、介護事故等において、介護施設への過大な請求が妥当か否かという以前に、請求すること自体ができるのであろうか。

準委任契約であり、介護を含めた日常的な世話をするに過ぎない契約関係のなか、介護施設がどこまでの責任を負い、また家族にはどこまでの義務があるのかを再確認すると同時に整理する必要がある。ましてや、他方の配偶者には民法 900 条 1 項の法定相続分にお

ける優遇措置もあることを考え合わせると、なおのこと「預かった側の施設の責任」、「預けた側の家族の義務」、そして「介護職員個々や家族員個々の責任」を考えなければならない。

そもそも家族の機能として考えられてきた子育てや親の介護が、保育所や老人ホームの誕生で社会化されたとはいえ、それによって家族責任が放棄されたわけではない。

家族責任という意味において、とくに高齢者介護をめぐる介護保険法との関係でいえば、2015年8月から変更された介護サービスを受けた場合の利用料負担等の改正について、高齢者個人の責任強化という意味で負担増の性格を持つてはいるが、監督義務者である配偶者や子どもといった家族の義務という点では、利用料のより大きな負担は避けられないように思われる。

他の社会保険制度と比較した場合においても、利用する側にとって優遇された負担構造をもつ介護保険では、負担という点で家族責任が果たしやすい仕組みが必要であるだろうし、さらに社会性を強化させるのであれば、相続等における家族への配分を少なくし、社会に返還させる等の仕組みや、保険制度による解決を図ることも視野に入れた発想が求められるだろう³⁵。

認知症高齢者の列車事故からも改めて明らかになったように、責任無能力者である認知症高齢者と同居している状態で、在宅介護を十分に果たそうとすればするほど、監督義務者としての責任が増し、また責任無能力者の不法行為に伴う賠償責任も、成年後見人であるか否かで、その責任の軽重が図られるといった状況がある一方、老人ホーム等に配偶者を預けた場合、家族責任という意味ではかなりの負担が軽減されることを考え合わせると、そのバランスの悪さが、いまの高齢者介護をめぐる実態と矛盾でもある。

つまり、在宅介護に係わる家族責任と、施設に高齢者を預けた場合における家族責任とは、在宅・施設その選択をめぐる好みや価値観、可能性のレベルだけではなく、責任という点からもかなりの相違や矛盾が横たわっている。その場合の責任からくる負担には、それ相当の違いがあってしかるべきであろう。

本論文は、膨張する昨今の社会保障費との関係と直接的な関連はないものの、法的な視点からそれぞれにおける責任と役割から分析を試みたものである。これからの高齢者介護を中心とした社会保障政策の流れのなかで、あらためて自助・共助・公助とどう折り合いをつけていくのかが問われていると思われる。

巻末に、ここ3年間ほどの「社会保障・社会福祉に関する裁判事例一覧」を載せておいた。高齢者領域だけではなく、社会保障や社会福祉全般の最近の動向を視野に入れながら、現在、何がトラブルの争点になっており、どこを落とし所としているのか、全体的な視野からの分析が、今後必要になると思われるからである。

以上

[参考文献]

- ・中田裕康『継続的取引の研究』有斐閣、2000年。
- ・前田泰『民事精神鑑定と成年後見法—行為能力・意思能力・責任能力の法的判定基準—』日本評論社、2000年。
- ・佐久間毅『代理取引の保護法理』有斐閣、2001年。
- ・高村浩『民事意思能力と裁判判断の基準』新日本法規、2002年。
- ・新井誠著『成年後見と意思能力』日本評論社、2002年。
- ・熊谷士郎『意思無能力法理の再検討』有信堂、2003年。
- ・辻伸行「自傷他害防止監督義務の廃止と保護者の損害賠償責任」町野朔編者『触法精神障害者の処遇』信山社、2005年。
- ・安田拓人『刑事責任能力の本質とその判断』弘文堂、2006年。
- ・内田貴『民法Ⅰ第4版 総則・物権総論』東京大学出版会、2008年。
- ・三木千穂「精神上の障害により責任能力なき者による不法行為責任の所在—現代における民事責任能力制度のあり方—」静岡英和学院大学研究紀要第8号、2010年。
- ・奥野久雄「成人の責任無能力者の加害行為と同居する両親の民法714条の責任の成否」CHUKYO LAWYER Vol. 16、2012年。
- ・烏野猛「私的扶養における家族の位置づけと社会保障の行方—民法における老親扶養規定の変遷と、家族をめぐる責任のあり方—」びわこ学院大学研究紀要第5号、2013年。
- ・大澤逸平「責任無能力者の行為に起因する損害の『帰責』と『分配』—名古屋高判平成26年4月24日をめぐる覚書—」専修ロージャーナル第10号、2014年。
- ・水野紀子「精神障害者の家族の監督者責任」岩瀬徹編者『町野朔先生古稀記念 刑事法・医事法の新たな展開』信山社、2014年。
- ・奥野久雄「重度の認知症による精神疾患を有する者の加害行為と監督義務者の不法行為責任」CHUKYO LAWYER Vol. 22、2015年。

[資料]

社会保障・社会福祉に関する裁判事例一覧

平成 24 年 7 月 1 日号～平成 27 年 7 月 1 日号までの 3 年間

[判例時報No.2148 号～No.2256 号]

種類	事件内容	原告	被告	争点、判決結果・理由	備考
高齢者	当時 97 歳の認知症高齢者が養親とした養子縁組について、縁組当時、同人の意思能力又は縁組意思がなかったと認めることは困難であるとして、養子縁組無効確認請求を認容した原判決が取り消され請求が棄却された事例 [意思能力]	二男の妻	長男	[争点] 遺留分を減少させることを目的とした養子縁組に対する意思能力の有無 [判決結果・理由] 養子縁組当時の意思能力又は縁組意思がなかったと認めるのは困難であるとして、原判決を取り消す。	広島高裁 平 25. 5. 9 上告 広島家裁 平 23(家ホ)117 号 判時 2250 号 19 頁
高齢者	高齢者を売主とする不動産の売買契約が、当時 90 歳の高齢者の意思能力の欠如を理由として無効とされた事例 [意思能力]	不動産管理会社	契約者の 長女 夫	[争点] 不動産取引上での意思能力の有無 [判決結果・理由] (契約者は) 中程度の認知症に罹患し、記憶や見当識等の障害があったことに対し、原告が不動産取引の専門家として十分な注意義務を尽くしたとは言い難いことから、本件売買契約は意思無能力により無効。	東京地裁 平 26. 2. 25 棄却(控訴) 判時 2227 号 54 頁
高齢者	当時 90 歳の高齢者が作成した自筆証書遺言が「押印」の要件を欠き無効とされた事例 [意思能力]	長女	二女	[争点] 遺言作成当時の意思能力の有無 [判決結果・理由] 署名等のサイン等が、遺言という重要な法的意味を有する意思表示を記載した文章の作成を完成される意義を有していると認めることはできず、押印の要件を欠いていると言わざるを得ない。	東京地裁 平 25. 10. 24 認容(控訴) 判時 2215 号 118 頁
高齢者	当日 73 歳の高齢者が作成した自筆証書遺言が遺言者の自筆によると認めるに足りず、無効とされた事例 [意思能力]	三女	息子の妻	[争点] 遺言書が自筆であるかどうかの可否 [判決結果・理由] 遺言書を自署したというには大きな疑問が残るところといわなければならない、自署によるものとは認めるに足りず、自筆証書遺言としての要件を満たさないから無効というべき。	高松高裁 平 25. 7. 16 認容(確定) 高松地裁 平 24. 11. 28 判時 2215 号 100 頁

高 齢 者	<p>成年後見開始取消審判を受けて間もない時期に行われた金融商品取引に対し、十分な判断能力を有していなかったことの適合性原則違反の事例</p> <p>【判断能力・説明義務】</p>	当時 76 歳 の顧客	証券会社	<p>【争点】成年後見開始取消審判から約 2 か月後に開始された適合性原則違反の判断要素としての判断能力の有無</p> <p>【判決結果・理由】控訴人が成年後見取消審判から 2 か月も経過していないことを知りながら、本件契約を勧誘しているわけで、当時 76 歳という顧客の年齢を考えても、投資についての判断能力を有することまで保障されたわけではない。投資についてのメリット・デメリット等につき十分説明したものは到底いえないことから、投資会社の勧誘行為は、説示した説明義務に違反し、その違反の程度も社会的相当性に欠ける。</p>	<p>大阪高裁 平 25. 2. 22 変更(確定)</p> <p>判時 2197 号 29 頁</p> <p>京都地裁宮津 支部 平 24. 4. 13</p> <p>判時 2197 号 29 頁</p>
高 齢 者	<p>妻に全財産を相続させる旨の自筆証書遺言をしていた当時 81 歳のうつと認知症を患う元医師の男性が、妻の生存中にした実妹に全財産を相続させる旨の公正証書遺言が遺言能力を欠き無効であるとされた事例</p> <p>【意思能力】 老人保健施設入所中の様子も加味されている</p>	実妹	妻の相続 人	<p>【争点】自筆証書遺言と公正証書遺言における意思能力の有無</p> <p>【判決結果・理由】妻が生存中であるにもかかわらず、全財産を実妹に相続させる旨の遺言を作成する合理的理由が見当たらず…公正証書遺言作成当時、遺言事項を具体的に決定し、その法律行為を弁識するのに必要な判断能力たる意思能力を備えておらず、遺言能力があったとはいえないから、有効とは認められない。</p>	<p>東京高裁 平 25. 3. 6 (上告)</p> <p>横浜地裁横須 賀支部 平 24. 9. 3</p> <p>判時 2193 号 12 頁</p>
高 齢 者	<p>当時 87 歳で認知症の高齢者による会社の発行済みの全株式を含む数億円の全財産を、会社の一時期の顧問弁護士に遺贈する内容の秘密証書遺言、自筆証書遺言が意思能力を欠くとして無効とされた事例</p> <p>【意思能力】</p>	妹の養女	弁護士	<p>【争点】遺言能力を含めた意思能力の有無</p> <p>【判決結果・理由】遺言能力は、それほどの精神能力までは必要とされていないため、初期認知症の状態にある者の遺言能力は直ちに否定されないものの、数億円の財産を無償で他人に移転させる結果の重大性からすれば、ある程度高度の精神能力を要するため、本件遺言作成にかかる能力は欠けていたと認められる。</p>	<p>京都地裁 平 25. 4. 11 認容(控訴)</p> <p>判時 2192 号 92 頁</p>

障害者	<p>成年被後見人は選挙権を有しないと定めた公職選挙法11条の規定は、憲法15条、43条、44条に違反し無効であるとした事例</p> <p>[投票能力]</p>	成年被後見人	国 法務大臣	<p>[争点]成年被後見人に対する選挙権の有無</p> <p>[判決結果・理由]成年後見制度と選挙制度はその趣旨目的が全く異なるものであり、成年被後見人から選挙権を剥奪することなしには、選挙の公平を確保しつつ選挙を行うことが事実上不能ないし著しく困難であると解すべき事実は認められない。</p>	<p>東京地裁 平25.3.14 認容(控訴)</p> <p>判時2178号3頁</p>
高齢者	<p>入院患者がベッドから転落して死亡した事故につき、病院側に事故防止義務違反は認められないとして、病院の損害賠償責任が棄却された事例</p> <p>[転倒事故]</p>	遺族	病院	<p>[争点]病院看護師らに転倒防止義務違反等の過失の有無</p> <p>[判決結果・理由]高齢ではあるが認知症はなく、判断能力や理解力もある者に対しては、寝返りによる転倒を防ぐ程度の柵があれば足り、医師又は看護師に利用者が予測不能の行動によりベッドから転落する可能性まで想定して転落防止策を講じる義務まであったとは認められない。</p>	<p>広島高裁 平26.8.22 控訴棄却(確定)</p> <p>岡山地裁 平26.1.28</p> <p>判時2253号47頁</p>
高齢者	<p>医療法人経営の病院で、全身麻酔の下で腰椎椎弓切除の手術を受けたが、医師らが術後の管理を怠ったため、患者が低酸素脳症を発症し、植物人間となった事故につき、医療法人、医師らに対する損害賠償請求が容認された事例</p> <p>[医療事故]</p>	80歳女性患者	病院	<p>[争点]医師の術後管理の過失の有無</p> <p>[判決結果・理由]自己の監視下から患者が去った後も、患者に起こり得る事態を予測して、最悪の結果が起こらないような体制を構築する義務を持っており、これら注意義務を怠った過失がある。また原告を覚醒させるため刺激して起こすよう指示し、胸郭の上下動を目視するなどしただけで病棟回復室を退室し、他の看護師にも報告をしていないことから、注意義務を怠った過失がある。</p>	<p>宮崎地裁 平26.7.2 一部認容一部棄却(確定)</p> <p>判時2238号79頁</p>

高齢者	<p>介護老人保健施設に入所中の当時 80 歳の高齢者が転倒、骨折した事故につき、入所利用契約上の転倒回避義務違反の債務不履行が認められた事例</p> <p>[転倒事故]</p>	高齢者	病院	<p>[争点]転倒回避義務違反に係る債務不履行、使用者責任の成否</p> <p>[判決結果・理由]入所後多数回転倒しており、転倒の危険性が高いことをよく知っていたのであるから、入所利用契約上の安全配慮義務の一内容として、原告がベッドから立ち上がる際などに転倒することのないように見守り、原告が転倒する危険のある行動に出た場合には、その転倒を回避する措置を講ずる義務を負う。</p>	<p>東京地裁 平 24. 3. 28 一部認容一部棄却(控訴)</p> <p>判時 2153 号 40 頁</p>
高齢者	<p>終身利用権付き介護有料老人ホームに平成 18 年 1 月 4 日に入所した 87 歳の男性が、褥瘡が悪化し細菌感染による敗血症を発症して同月 21 日に死亡した事件につき、利用契約の不履行・注意義務違反を認め、遺族に対する損害賠償責任が認められた事例</p> <p>[褥瘡事故]</p>	妻	ワタミの介護㈱	<p>[争点]褥瘡の悪化に関する債務不履行・注意義務違反の有無</p> <p>[判決結果・理由]サービス提供義務の具体的内容として、2 時間毎の体位交換による除圧、患部の洗浄等による清潔の保持その他の適切な褥瘡管理を行い、褥瘡を悪化させないように注意すべき義務の債務不履行及び注意義務違反があったと認めることができる。</p>	<p>横浜地裁 平 24. 3. 23 一部認容一部棄却(控訴) 控訴後和解</p> <p>判時 2160 号 51 頁</p>
高齢者	<p>介護老人保健施設において浣腸を受けた後、高熱や腹痛等を訴え敗血症により死亡した当時 80 歳の入所者について、看護師に浣腸時の体位に関する注意義務があったとして、注意義務と死亡との因果関係を争った事例</p> <p>[介護施設における看護師の浣腸実施に関しての医療水準]</p>	弟妹	介護老人保健施設	<p>[争点]看護師に対する注意義務違反と、老人保健施設における看護師の浣腸実施に対する一般医療機関との違いについて</p> <p>[判決結果・理由]浣腸の体位については、原則的には左側臥位にすることが法的な注意義務の内容となるものと解した上で、浣腸実施の必要性に加えて、高度の緊急性もあり、かつ左側臥位をとることが患者にとって著しく困難であるといった特段の事情がある場合に限り、浣腸を立位で実施することが看護師の裁量として許されると解するのが合理的。</p>	<p>大阪地裁 平 24. 3. 27 一部認容一部棄却(控訴)</p> <p>判時 2161 号 77 頁</p>

高齢者	<p>当時 75 歳の女性客がショッピングセンターのアイスクリーム売り場で転倒受傷した事故につき、ショッピングセンター運営会社の不法行為に基づく損害賠償責任が認められた事例</p> <p>[転倒事故]</p>	高齢女性	ショッピングセンター運営会社	<p>[争点]客の転倒に対するショッピングセンター運営会社側の責任の有無</p> <p>[判決結果・理由]床面にアイスクリームの一部を落とし、これにより通路の床面が滑りやすくなることは容易に予想されるところであり、顧客に対する信義則に基づく安全管理上の義務として、アイスクリームが落下した状況が生じないようにすべき義務を負っていた。</p>	<p>岡山地裁 平 25. 3. 14 一部認容一部棄却(確定)</p> <p>判時 2196 号 99 頁</p>
高齢者	<p>在宅介護を受けていた認知症の当時 91 歳の高齢男性が列車に衝突し、鉄道会社に損害を与えたことにつき、同人の長男に監督者に代わる監督義務違反があるとして損害賠償責任が認められた事例</p> <p>[在宅介護と家族責任]</p>	85 歳の妻 長男	東海旅客鉄道株式会社 (JR 東海)	<p>[争点]死亡した 91 歳男性の責任能力と、民法 714 条保護者の責任の有無</p> <p>[判決結果・理由](長男は)社会通念上、民法 714 条の法定監督義務者や代理監督者と同視し得る事実上の監督者であり、事故に対する原告の損害を賠償する責任がある。</p>	<p>名古屋地裁 平 25. 8. 9 一部認容一部棄却(控訴)</p> <p>判時 2202 号 68 頁</p>
高齢者	<p>妻、子らによって在宅介護を受けていた高度の認知症の高齢者が徘徊中、鉄道の駅構内で列車に衝突し、鉄道会社に損害を与えた場合において、妻の監督義務者としての責任が肯定された事例</p> <p>[在宅介護と家族責任]</p>	東海旅客鉄道株式会社 (JR 東海)	85 歳の妻 長男	<p>[争点]民法 714 条保護者の責任の有無と事実上の監護義務者</p> <p>[判決結果・理由]長男については、成年後見人ではないため、監督義務者ではないと判断し、配偶者に対しては、同居義務及び協力扶助義務に基づき、精神障害者となった配偶者に対する監督義務を負うとし、配偶者は他方配偶者の相続財産に対して 2 分の 1 の法定相続分を有するとされていることから、配偶者の責任無能力者の加害行為によって生じた損害の被害者を救済する制度として民法 714 条の趣旨にも合致する。</p>	<p>名古屋高裁 平 26. 4. 24 一部変更(上告)</p> <p>名古屋地裁 平 25. 8. 9</p> <p>判時 2223 号 25 頁</p>

高齢者	<p>当時 87 歳の高齢者が通所介護契約に基づき介護サービスを受けている間、送迎車両から降車しようとし、席を立った際、転倒し、翌日大腿部頸部骨折が判明した事故につき、介護施設運営者の安全配慮義務は否定されたが、速やかに医師の診察を受けさせる義務違反が肯定された事例</p> <p>【転倒事故・期待権侵害】</p>	高齢者	デイサービス運営会社	<p>【争点】転倒防止義務・安全配慮義務の違反の成否と、速やかに医師に通報して診察を受けさせる義務違反の成否</p> <p>【判決結果・理由】常時原告が転倒することのないように見守るべき義務を負っていたとは認められず、事故当時の状況に照らして、原告が転倒した事故が被告の安全配慮義務違反によって生じたものであるとはいえない。事故後、翌朝まで留め置いたことが認められるから、利用者の家族又は緊急連絡先に連絡するとともに速やかに主治医又は歯科医師に連絡をとる等の必要な措置を講じるべき義務に違反した。</p>	<p>東京地裁 平 25. 5. 20 一部認容一部棄却(確定)</p> <p>判時 2208 号 67 頁</p>
高齢者	<p>コンビニの店舗内で顧客が転倒受傷した事故につき、コンビニの経営者に過失がないとして、顧客のコンビニに経営者に対する損害賠償請求が棄却された事例</p> <p>【転倒事故】</p>	74 歳高齢者	(株)セブンイレブンジャパン	<p>【争点】床の上を乾拭きするなどの注意義務の有無</p> <p>【判決結果・理由】雪の日に草履ないしはサンダルを履いて外出するなどというのは甚だ軽率といわざるを得ないし、それぞれの靴底の状態に応じて外マット及び内マットでこれを十分に拭うものと信頼して、これらを設置すれば足り、それ以上に特別なマットを用意する等の措置を講ずるまでの注意義務を負うものではない。</p>	<p>名古屋地裁 平 25. 11. 29 棄却(控訴)</p> <p>判時 2210 号 84 頁</p>
高齢者	<p>入院患者がベッドより転落死亡した事故につき、病院の医師・看護師に転倒防止の注意義務違反及び患者の安全管理義務違反が認められないとして、病院の損害賠償責任が否定された事例</p> <p>【転落事故】</p>	遺族	病院	<p>【争点】医師・看護師の転倒防止義務違反及び経過観察義務違反の有無</p> <p>【判決結果・理由】転倒転落アセスメントシートの内容から、転落防止措置を講ずるための聴取及びその評価に不十分な点は認められない。ベッド周囲全体にベッド柵を設置しなければならない状況にあったことを認めるに足る証拠はない。</p>	<p>岡山地裁 平 26. 1. 28 棄却(控訴)</p> <p>判時 2214 号 99 頁</p>

高齢者	<p>有料老人ホームにおいて入居者に褥瘡が生じた場合につき、ホームの運営者の注意義務違反が否定された事例</p> <p>[施設入居後の褥瘡発症であるにも係らず、施設側の注意義務違反について明確な判断がされていない…]</p> <p>[褥瘡事故]</p>	遺族	老人ホーム運営会社	<p>[争点]仙骨部の褥瘡発症時期</p> <p>[判決結果・理由]原告につき適時に体位交換やオムツ交換、栄養状態の把握や維持改善を行わなかった具体的形跡は見当たらない。また尿路感染症を発症したことについて、被告の注意義務ないしその違反を根拠づける的確な事実の主張はなく、的確な事情も見当たらない。</p>	<p>東京地裁 平 26. 2. 3 棄却(確定)</p> <p>判時 2222 号 69 頁</p>
高齢者	<p>慢性腎不全により入院治療を受けていた当時 76 歳の高齢患者が、深夜病院のベッドの脇に倒れており、脳出血を発症して死亡した事故につき、患者の遺族らが病院の医師らに転倒・転落防止義務違反があるとして病院に対して求めた損害賠償が棄却された事例</p> <p>[転倒・転落事故]</p>	遺族	日本赤十字病院	<p>[争点]転落又は転倒防止義務違反の有無</p> <p>[判決結果・理由]当直看護師は 6 階に 2 名しかおらず、四六時中患者を観察し続けることが不可能であることはいうまでもない。近時の医療従事者をめぐる環境や中山間地で過疎地域である病院の所在地に照らすと、当直の人的体制が直ちに不適切であったとも言い難い。歩き始めた場合、転倒するという予測可能性はあったとしても、転倒時刻である午前 3 時ころを含む深夜に目を覚まして歩き始めることまで具体的に予測可能であったということは困難。</p>	<p>広島地裁三次支部 平 26. 3. 26 棄却(確定)</p> <p>判時 2230 号 55 頁</p>
高齢者	<p>摂食不良により入院中の当時 95 歳の高齢者に対する栄養管理のあり方等について、医師の過失が否定された事例</p> <p>[摂食障害]</p>	遺族	病院	<p>[争点]適切な栄養管理を怠った過失</p> <p>[判決結果・理由]管理栄養士及び言語聴覚士という専門職に指示して患者の接触行動の改善を図ろうと試みていたのであり、当時の医療水準に適した診療行為を行っていたことから、結果的に摂食障害が改善できなかったとしても、直ちにその点に過失があるとはいえない。</p>	<p>山形地裁 平 26. 2. 25 棄却(控訴)控訴棄却確定</p> <p>判時 2244 号 82 頁</p>

<p>説明責任</p>	<p>重病児の親の窓口相談に対する市の窓口相談者の対応が、違法な行政指導であるとして市の国家賠償責任が認められた事例</p> <p>【窓口担当者と相談者（看護学校教員）とのやりとりについては、母親が当時つけていた子どもの病状や看護に関する日記には、当日相談センターに行ったこと、援助に関する制度について尋ねたが、「ない」との回答であったことが記載されており、この記載につき後に書き加えられた疑いがあるなどの不自然な点は見当たらない。やり取りした職員の特徴等を具体的に供述しており、この供述の信用性に疑いを差し挟むべき事情や証拠も存在しない】</p>	<p>相談者</p>	<p>交野市</p>	<p>【争点】行政窓口担当者の説明責任の有無 【判決結果・理由】社会保障制度が複雑多岐にわたっており、一般市民にとってその内容を的確に理解することには困難が伴うことであるから、窓口相談者は、条理に基づき、来訪者が制度を具体的に特定してその受給の可否等について相談や質問をした場合はもちろんのこと、制度を特定しないで相談や質問をした場合であっても、具体的な相談等の内容に応じて何らかの手当てを受給できる可能性があると考えられるときは、受給資格者がその機会を失うことがないように、相談内容等に関連すると思われる制度について適切な教示を行い、また必要に応じ不明な部分につき更に事情を聴取し、あるいは資料の追完を求めるなどして、当該する制度の特定に努めるべき職務上の法的義務（教示・助言）を負っているものと解するのが相当。（社会保障制度の多くが）請求をする前に遡って支給することはしない、認定申請主義、ないしは非遡及主義が採用されていることからなおのこと。</p>	<p>大阪高裁 平 26. 11. 27 取消（確定）</p> <p>判時 2247 号 32 頁</p>
<p>説明責任</p>	<p>当時 77 歳の高齢顧客が証券会社からの仕組債の購入により損害を被ったことにつき、証券会社の従業員の適合性原則違反、説明義務違反の違法行為によるものとして求めた損害賠償請求が認容された事例 （過失相殺 3 割）</p>	<p>77 歳顧客</p>	<p>SMBC フレンド証券株式会社</p>	<p>【争点】適合性原則違反・説明義務違反の有無 【判決結果・理由】仕組債の勧誘に当たっては、原告らの知識や理解力に応じた分かりやすい説明を行うことはもとより、当該説明によって原告らの理解が得られたかどうかを適宜の方法で確認するなど十分な配慮をすべき義務があったというべき。</p>	<p>大阪地裁 平 24. 12. 3 一部認容一部棄却（控訴）</p> <p>判時 2186 号 55 頁</p>

説明責任	高齢者が食道ステント留置術をされた後に死亡したことについて、高齢者に対するステント留置術の適応が認められ、また、医師に説明義務違反も認められないとして、遺族の損害賠償請求が棄却された事例	遺族	病院	<p>【争点】ステント留置術による食物残渣がステントに付着するおそれがあり、残渣の付着によって経口摂取が再び困難となる可能性があることの説明義務違反の有無</p> <p>【判決結果・理由】手術と死亡との因果関係はなく、他の採り得る治療についての説明義務については、原告が本件ステント留置術から約1か月で死亡したところ、原告は本件ステント留置術をしていなければより長く生存できたという主張をしているのであるから、1か月以内程度の短期間において推奨されている経鼻的経管栄養に関する説明義務の主張は失当というべき。</p>	大阪地裁 平26.2.3 棄却（控訴棄却確定） 判時2236号 128頁
説明責任	銀行の従業員による定期預金を保有する顧客に対する償還条件付き投資信託の購入の勧誘が適合性の原則及び説明義務に違反するとして、顧客の求めた銀行に対する損害賠償請求が認容された事例	77歳難聴の女性	三井住友信託銀行株式会社	<p>【争点】従業員らの勧誘行為の違法性と説明義務違反の有無</p> <p>【判決結果・理由】原告の保有する金融資産の7割以上を占めていた本件定期預金を解約して、その解約金を原資として本件商品を購入するよう勧めた一連の勧誘行為は、原告の実情と意向に反する明らかに過大な危険を伴う取引を勧誘したものといえる。したがって適合性の原則から著しく逸脱した違法な行為であって、不法行為に当たる。顧客の自己責任による取引を可能とするため、取引の内容や顧客の投資取引に関する知識、経験、資力等に応じて、顧客において当該取引に伴う危険性を具体的に理解できるように必要な情報を提供して説明する信義則上の義務を負うというべき。</p>	大阪地裁 平25.2.20 認容（確定） 判時2195号 78頁

説明責任	脂肪吸引手術について説明義務違反が認められ、自己決定権侵害の限度で慰謝料の支払いが命じられた事例	患者	美容整形クリニック	<p>【争点】手術実施と説明義務違反との関係</p> <p>【判決結果・理由】脂肪吸引手術に起因する死亡ないしは重度後遺障害事例があることは、脂肪吸引手術を受けようとする患者の自己決定において重要な情報であり、被告にはこれを説明すべき義務がある。本件手術によって、死亡や重度後遺障害に至る重大な合併症を生じさせる可能性があることを術前に説明しなかった点において説明義務違反が認められる。</p>	<p>東京地裁 平 24. 9. 20 一部認容一部棄却（控訴）</p> <p>判時 2169 号 37 頁</p>
説明責任	美容目的で脂肪溶解剤を皮膚又は皮下脂肪層に注射する治療において、薬剤のバイアル及び生理食塩水の保管過程や注射液の混合過程で滅菌消毒処置を怠った注意義務違反が認められた事例	患者	美容整形クリニック	<p>【争点】注射液である脂肪溶解剤について非結核性抗酸菌に汚染されていないことの確認をしなかった注意義務の有無</p> <p>【判決結果・理由】薬剤のバイアル及び生理食塩水の保管過程や注射液の混合過程で滅菌消毒処置を怠ったためであると推認することができるので、注意義務違反が認められる。</p>	<p>東京地裁 平 24. 10. 31 一部認容一部棄却（控訴）</p> <p>判時 2173 号 45 頁</p>
家族関係	<p>親と別居している 18 歳の大学生の交通事故について、監督者の監督責任が認められなかった事例</p> <p>【未成年者と監督義務者】</p>	遺族	当時 18 歳 7 か月	<p>【争点】加害者側保護者の監督義務違反の有無</p> <p>【判決結果・理由】当時 18 歳で愛知県にある大学の寮で生活しており、保護者らと同居していなかったこと、被告に非行歴はなく、保護者らは被告が無免許運転していたことを知らなかったこと、…事件当日無免許運転に及び本件事故を起こすことを予見することは困難であったというべきであるし、保護者らが相当な監督をしていれば被告が事故を起こすことを防止できたということとはできない。したがって保護者らに監督義務違反があったということとはできない。</p>	<p>岐阜地裁 平 25. 7. 19 一部認容一部棄却（確定）</p> <p>判時 2204 号 101 頁</p>

<p>家族関係</p>	<p>当時 11 歳の小学生の自転車による事故につき、同小学生の責任が否定され、親権者の責任が肯定された事例</p> <p>[未成年者と監督義務者]</p>	<p>52 歳被害者</p>	<p>親権者である母親</p>	<p>[争点] 親権者である母親の民法 714 条に基づく損害賠償の有無</p> <p>[判決結果・理由] 事故当時 11 歳の小学生であったから、未だ責任能力がなかったといえ、民法 709 条による責任を負わない。子の唯一の親権者で、子と同居してその監護に当たり、監督義務を負っていた被告の母が、民法 714 条 1 項により賠償責任を負う。</p>	<p>神戸地裁 平 26. 9. 19 一部認容一部棄却（控訴）</p> <p>判時 2241 号 134 頁</p>
<p>家族関係</p>	<p>当日 11 歳の児童が自転車を運転中、歩行者に衝突させ、歩行者が意識不明の重態になった事故について、児童の母の監督義務者としての損害賠償責任が肯定された事例</p> <p>[未成年者と監督義務者]</p>	<p>当時 65 歳の被害者</p>	<p>小学 5 年生の親権者である母親</p>	<p>[争点] 親権者である母親の民法 714 条に基づく損害賠償の有無</p> <p>[判決結果・理由] 事故当時 11 歳の小学生であったことから、未だ責任能力がなかったといえ、本件事故により原告に生じた損害については、子の唯一の親権者で子と同居してその監護に当たり、監護義務を負っている被告が、民法 714 条 1 項により賠償責任を負う。加害行為及び注意義務違反の内容・程度、また被告は子に対してヘルメットの着用も指導していたと言いながら、事故当時子がこれを忘れて来ていることなどに照らすと、被告である母による指導や注意が奏功していなかったこと、すなわち母が子に対して自転車の運転に関する十分な指導や注意をしていたとはいえず、監督義務を果たしていなかったことは明らかである。</p>	<p>神戸地裁 平 25. 7. 4 一部認容一部棄却（控訴）</p> <p>判時 2197 号 84 頁</p>

<p>家族関係</p>	<p>大型特殊自動車を運転していた当時 18 歳が、てんかん発作により意識を失い小学生 6 人に衝突し死亡させた事故につき、加害車を保有し運転者を雇用していた会社及び運転者と同居していた運転者の母親の損害賠償責任が認められた事例</p> <p>〔未成年者と監督義務者・使用者責任〕</p>	<p>遺族</p>	<p>加害者の監督者である母親 会社</p>	<p>〔争点〕監督者である母親の損害賠償義務の有無 〔判決結果・理由〕前日の夜に抗てんかん薬を処方通り服用しなかった加害者による自動車の運転行為により歩行者等の生命、身体及び財産に対する重大な事故が発生することを予見することができた一方で、被告会社に通報すれば被告会社において漫然と加害者をクレーン車の運転に従事させることはなく、本件事故を防止することができたものと認められ、監督者である母が被告会社に通報することは容易であったことからすれば、被告である母が通報しなかったことには違法性が存するというべき。</p>	<p>宇都宮地裁 平 25. 4. 25 一部認容一部棄却（確定）</p> <p>判時 2193 号 67 頁</p>
<p>家族関係</p>	<p>夫と民法 772 条により嫡出の推定を受ける子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであるなどの事情がある場合における親子関係不存在確認の訴えの許否事例</p> <p>〔父子関係が認められない場合の親子関係〕</p>	<p>子</p>	<p>父親</p>	<p>〔争点〕DNA 鑑定上、科学的に父子関係が認められない場合の親子関係不存在の許否 〔判決結果・理由〕夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、同条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできないものと解するのが相当。法律上の父子関係が生物学上の父子関係と一致しない場合が生ずることになるが、同条及び 774 条から 778 条までの規定はこのような不一致が生ずることをも容認しているものと解される。</p>	<p>最高裁 平 26. 7. 17 破棄</p> <p>札幌高裁 平 24. 3. 29 旭川家裁 平 23(家ホ)21 号</p> <p>大阪高裁 平 24. 11. 2 大阪家裁 平 23(家ホ)668 号</p> <p>判時 2235 号 14 頁</p>

<p>家族関係</p>	<p>離婚後に未成年者らの親権者とされた元妻が家事審判で定められた未成年者らと元夫との面会交流を全く履行しないために間接強制が申し立てられた場合に、未成年者らの引渡しの方法が特定されていないとして却下した原決定が取り消され、間接強制の申立てが認容された事例</p> <p>〔面接交渉権〕</p>	<p>元夫</p>	<p>元妻</p>	<p>〔争点〕面接交流を命じた審判や面会交流について合意が成立した調停の内容を債務者が履行しない場合、債権者が間接強制による強制執行の申立てができるか否か</p> <p>〔判決結果・理由〕面接交流の実施に必要な子の引渡しの方法についても、抗告人と相手方との間で相手方が FPIC の職員に未成年者らを引渡すということと黙示の合意があり、そのことを前提として本件審判では上記のような定め方がなされたものであることが認められるから、実質的に未成年者らの引渡方法等についても具体的な定めがあるものとみることができ、本件審判の主文は、看護者である相手方がなすべき給付の特定に欠けるところはないものと認めるのが相当。</p>	<p>東京高裁 平 26. 3. 13 決定取消（確定）</p> <p>さいたま家裁 久喜出張所 平 25. 10. 25 決定</p> <p>判時 2232 号 26 頁</p>
<p>家族関係</p>	<p>親権者による児童に対する虐待を理由として行われた一時保護及び施設入所措置の違法性が否定された事例</p> <p>〔虐待〕</p>	<p>保護者</p>	<p>国 静岡県</p>	<p>〔争点〕一時保護及びそれによる隔離状態の継続の違法性</p> <p>〔判決結果・理由〕原告らによって子に対し子の非行及び過誤を矯正善導する目的を達するについて必要かつ相当な範囲を超え、又はその方法及び程度が健全な社会常識の範囲を逸脱する身体的虐待が加えられたと判断できる十分な根拠があり、また今後も原告らによる同様の身体的虐待が予測される状況にあったというべきであるから、児童相談所長が一時保護を判断したことにつき裁量の逸脱又は濫用があったとは認められない。</p>	<p>東京地裁 平 25. 8. 29 棄却(控訴)</p> <p>判時 2218 号 47 頁</p>

<p>家族関係</p>	<p>両親がその児童に対して適切に栄養を与えておらず、必要な治療等を受けさせていないとして、児童の入院先の病院が児童福祉法 25 条に基づく通告を行い、児童相談所が一時保護した行為につき、通告・決定がいずれも違法ではないとされた事例</p> <p>一時保護中の児童に対し職員がアレルギー源を含む食べ物を誤って食べさせアナフィラキシーショックにより児童を死亡させたと認め、損害賠償請求が一部認容された事例</p>	<p>保護者</p>	<p>国立成育医療研究センター 横浜市</p>	<p>[争点] 通告の違法性、一時保護決定の違法性、中央児相職員の過失等の有無 [判決結果・理由] 現代の日本において栄養失調又はビタミン D の欠乏によりくる病を発症する事態はまれであると認められ、事実関係をカルテや担当医師等から聞き取りによって把握した上で通告をおこなっていることから、必要かつ合理的なものである。 子に対して必要な栄養を与えていなかった結果、くる病を発症する等の事態に至っていたものであり、医師が検査等をしようとしても原告らがこれに同意せず、必要な治療や検査を受けさせていなかったことが認められることから、児童相談所長の判断には合理的な根拠があり、一時保護決定が違法であるということとはできない。</p>	<p>横浜地裁 平 24. 10. 30 一部認容一部棄却(控訴)</p> <p>判時 2172 号 62 頁</p>
<p>家族関係</p>	<p>夫婦間の子をめぐる争いにつき審判前の保全処分として子の引渡しを命じる場合の必要性の要件と判断基準に関する事例</p> <p>[審判前の保全処分と判断基準]</p>	<p>妻</p>	<p>夫</p>	<p>[争点] 審判前の保全処分により未成年者について引渡し等強制執行の妥当性 [判決結果・理由] 虐待の防止、生育環境の急激な悪化の回避、その他の未成年者の引渡しを命じることが必要であると認めることもできず、本件審判の確定を待つことによって未成年者の福祉に反する事態を招くおそれがあると認めることもできず…審判前の保全処分により未成年者について引渡しの強制執行がされてもやむを得ないと考えられるような必要性があると認めることはできない。</p>	<p>東京高裁 平 24. 10. 18 取消・申立却下(確定)</p> <p>前橋家裁太田支部 平 24. 8. 9 審判</p> <p>判時 2164 号 55 頁</p>

<p>学校</p>	<p>県立高校のテニスのクラブ活動中の当時 17 歳の生徒が熱中症に罹患し、重大な後遺障害が残った事故について、同活動に立ち会っていなかった顧問の教師に過失があったとして学校側の損害賠償責任が認められた事例</p> <p>[高校クラブ事故]</p>	<p>生徒</p>	<p>兵庫県</p>	<p>[争点]顧問である教諭の注意義務違反の有無 [判決結果・理由]当日のコート内は 30 度前後の高温で湿度も高かったこと、定期試験の最終日で生徒はあまり睡眠が採れていなかったことから、事故当時の練習としては、通常よりも軽度の練習にとどめたり、その他休憩時間を設けて十分な水分補給をする余裕を与えたりするなど、熱中症に陥らないように予め指示・指導すべき義務があったといえる。にもかかわらず、通常よりも練習時間も長く、練習内容も密度の高いメニューを指示した上、水分補給に関する特段の指導もせず、水分補給のための十分な休憩時間を設定しない形で練習の指示をしていたことが認められることから、顧問教諭の義務に違反したものと認められる。</p>	<p>大阪高裁 平 27. 1. 22 変更(上告・上告受理申立て)</p> <p>神戸地裁 平 26. 1. 22</p> <p>判時 2254 号 27 頁</p>
<p>学校</p>	<p>市立小学校 1 年生の女子児童が、夏休み中、学校でのプール学習中に溺死した事故につき、遺族が学校の教師らの安全配慮義務違反によるとして市及び県に対して求めた国家賠償請求が認容された事例</p> <p>[小学校プール事故]</p>	<p>遺族 (両親)</p>	<p>京都市</p>	<p>[争点]教諭の水泳中の児童を常時注意深く見守る注意義務に係る過失の有無 [判決結果・理由]巨大なビート板を 16 枚も本件プールに浮かべているが、このようなビート板は下部に潜り込む児童を監視者の視野から隠すもので、非常に危険であり、三人の教員は二人がプールに入って特定の児童と遊んでおり、一人が水道につないだホースでプールサイドを掃除したり本件プール内の児童に水をかけており、三人ともプール内の動静監視をしていない。</p>	<p>京都地裁 平 26. 3. 11 一部認容一部棄却(確定)</p> <p>判時 2231 号 84 頁</p>

<p>学校</p>	<p>大学水泳部員が中国での高地合宿で潜水中に急死した事故につき、原因が不明であり、大学及びコーチに安全配慮義務違反は認められないとされた事例</p> <p>[大学クラブ事故]</p>	<p>遺族 (両親)</p>	<p>日本体育 大学</p>	<p>[争点] 大学及び水泳コーチの安全配慮義務違反の有無 [判決結果・理由] 死亡した学生の死因について肺動脈血栓塞栓症であることを前提としてコーチらに予見可能性及び結果回避義務を措定していたが、死因が不明であり大学及びコーチに安全配慮義務は認められない。</p>	<p>東京高裁 平 25. 8. 7 控訴棄却(確定)</p> <p>東京地裁 平 23. 7. 15</p> <p>判時 2214 号 35 頁</p>
<p>学校</p>	<p>町立中学校の生徒が部活動での柔道の練習中に顧問の過失により受傷し死亡した事故につき、遺族の町に対する国家賠償請求が認容された事例</p> <p>[中学校クラブ事故]</p>	<p>遺族 (母親)</p>	<p>愛荘町</p>	<p>[争点] 同部顧問と学校長の安全配慮義務違反の有無 [判決結果・理由] 練習の終了後、水分補給を指示されたにもかかわらず水分補給の水筒があった武道場の中央ではなく壁側に歩いて行こうとするという、通常であれば取らない行動が見られ、本件柔道部の顧問として四年余りの経験から、その時点で生徒に意識障害が生じている可能性を認識し得たものと認められる。必要に応じて医療機関への受診を指示し又は搬送を手配すべき義務があるところ、これを怠った過失がある。</p>	<p>大津地裁 平 25. 5. 14 一部認容一部 棄却(控訴)</p> <p>判時 2199 号 68 頁</p>

<p>学校</p>	<p>高校一年生の柔道部員が試合前のウォーミングアップ練習中に急性硬膜下血腫を発症した事故について、顧問教諭の指導上の過失が認められた事例</p> <p>[高校クラブ事故]</p>	<p>生徒 保護者ら</p>	<p>高等学校</p>	<p>[争点] 同部顧問と学校長の安全配慮義務違反の有無 [判決結果・理由] 顧問の中義務違反を、事故の一ヶ月前に柔道を始めたばかりの初心者であり、6日間の受身のみの練習及び9日間の通常練習をしたに過ぎず、練習相手との体格差・技量差が大きいこと、試合前の練習では全力で技をかけることが多いこと、通常の組み手に比べて受身をするのが難しくなることなどを考慮すると、生徒が何らかの傷害を負う危険性が高いことは、十分予見可能であったといふべきであり、生徒の安全を確保するために練習方法等について十分な指導をするべきであり、これにより生徒の受傷は回避可能であることから、教諭は注意義務に違反したといえる。</p>	<p>東京高裁 平 25. 7. 3 取消(確定)</p> <p>横浜地裁 平 25. 2. 15</p> <p>判時 2195 号 20 頁</p>
<p>学校</p>	<p>市立小学校 5 年生の女子児童が林間学舎に参加し宿舎の二階から転落受傷した事故につき、引率教員らに過失があるとして、市の国家賠償責任が認められた事例</p> <p>(過失相殺 4 割)</p> <p>[小学校課外事故]</p>	<p>小学 5 年 生の女子 父母</p>	<p>東大阪市</p>	<p>[争点] 引率教員の過失の有無 [判決結果・理由] 林間学舎のように子どもらが親権者の監護状況を離れて、日常生活における状況と比較して、相対的に少ない教員らにより日常生活と異なる生活空間で友人らと宿泊するような場合には…子どもらが非日常的な体験をすることで、通常であればしないような行動に出る蓋然性が高いのであるから、子どもらを引率して学校教育の一環として林間学舎を実施した本件小学校の教員らは子どもらに対し、その安全に配慮して生命身体に対して危険があると具体的に予見可能な場合には、生命身体に対する危険性があることを告げる等したうえで、そのような危険な行為をしないように適切な指導をし、子どもらが遵守すべき内容を注意喚起すべき注意義務を負っているといふべき。</p>	<p>大阪地裁 平 24. 11. 7 一部認容一部 棄却(確定)</p> <p>判時 2174 号 86 頁</p>

<p>学校</p>	<p>放課後に小学生が校庭で蹴ったサッカーボールが道路に飛び出し、これを避けようとして転倒して受傷し死亡したバイク運転中の高齢者の事故につき、小学生の両親の監督者責任が認容された事例</p> <p>〔責任無能力者に対する監督義務〕</p>	<p>85歳高齢者の遺族</p>	<p>11歳児童(小6)保護者である両親</p>	<p>〔争点〕保護者の監督義務違反の有無 〔判決結果・理由〕責任能力のない未成年者の親権者は、その直接的な監視下にならない子の行動について、人身に危険が及ばないように注意して行動するよう日頃から指導監督する義務があると解されるが、ゴールに向けたフリーキックの練習は、通常は人身に危険が及ぶような行為であるとはいえない。また親権者の直接的な監視下にならない子の行動についての日頃の指導監督は、ある程度一般的なものとならざるを得ないから、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合は、当該行為について具体的に予見可能であるなど特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとすべきではない。父母である監督義務者らは、危険な行為に及ばないように日頃から子どもに通常のしつけをしていたというのであり、子における行為について具体的に予見可能であったなどの特別な事情があったことともうかがわれない。</p>	<p>最高裁 平 27. 4. 9</p> <p>大阪高裁 平 24. 6. 7 一部変更(上告・上告受理申立て)</p> <p>大阪地裁 平 23. 6. 27</p> <p>判時 2261 号 145 頁</p>
-----------	--	------------------	--------------------------	---	--

<p>学校</p>	<p>道立高校の生徒が柔道部の練習中に頭部を強打して重篤な後遺障害が残った場合、顧問教諭に過失があったとして、道の損害賠償責任が認められた事例</p> <p>[高校クラブ事故]</p>	<p>被害生徒 母親 祖父</p>	<p>道立高校</p>	<p>[争点]顧問教諭及び学校長の安全配慮義務違反の有無 [判決結果・理由]原告生徒を本件練習試合に出場させた場合、対戦相手から原告生徒が十分に対応できない技を仕掛けられて頭部を打ち付けるなどする可能性が相応にあり、原告生徒が頭部を打ち付けた場合には、原告生徒に重篤な結果が生ずる危険性は、格段に高いものであったといえ、本件顧問教諭らもかかる危険性を予見し得たといえる。したがって本件顧問教諭らは少なくとも原告生徒を本件練習試合に出場させるべきではなかったにもかかわらず、これを怠り漫然と原告生徒を本件練習試合に出場させた過失がある。</p>	<p>札幌地裁 平 24. 3. 9 一部認容一部棄却(控訴) 判時 2148 号 101 頁</p>
<p>学校</p>	<p>私立中学校 1 年生在学時に同級生からいじめを受け、2 年生進級時に転校した後、解離性同一性障害を発症し、転校から約 3 年 4 ヶ月後に自死した女子生徒について、右いじめ及びその放置と解離性同一性障害との間には相当因果関係があるが、自死の間には相当因果関係があるとは認められないとし、解離性同一性障害の発症により生じた損害について民法 722 条 2 項の類推適用により 35% の減額をして右中学校を運営する学校法人等に対する損害賠償請求の一部が認容された事例</p> <p>[中学校いじめ]</p>	<p>遺族 (母親)</p>	<p>中学校</p>	<p>[争点]解離性同一性障害発症と自死との因果関係 [判決結果・理由]様々な種類の嫌がらせ行為を断続的にはあるが長期間にわたって行い、これにより生徒が深刻な苦痛を感じていたものであるから、平成 14 年度当時の文部科学省の上記調査におけるいじめの定義に照らしても、平成 14 年 10 月ころ以降の行為はいじめであって違法性を有する。学校側がいじめを放置したことによって生徒が受けた精神的ストレスがその発症の有力原因であると認められるから、いじめ及びいじめが放置されたことと生徒が解離性同一性障害を発症したこととの間には相当因果関係があると認められるのが相当。</p>	<p>名古屋高裁 平 24. 12. 25 変更(確定) 名古屋地裁 平 23. 5. 20 判時 2185 号 70 頁</p>

<p>学校</p>	<p>市立小学校 6 年生の児童が同級生からいじめられ不登校になったとして、市に対し担任教諭に適切な対応がなかったとして国家賠償法上の損害賠償を求め、加害児童の親権者に対し監督義務違反による損害賠償を求めた各請求が棄却された事例</p> <p>[小学校いじめ]</p>	<p>小学 6 年生児童</p>	<p>名古屋市 他の児童</p>	<p>[争点] 学校側である名古屋市の安全配慮義務違反の有無と保護者である監督義務違反の有無 [判決結果・理由] 生徒の不登校になるまでの担任の対応は、いじめが陰湿で悪質でないことを考慮すると、対応が不十分であるとは認められないことから、担任に安全配慮義務の違反があったと断ずることはできず、客観的にみればそのいじめとしての悪性や頻度は高くなく、陰湿で悪質ともいえず、故意に被害生徒の身体に苦痛を与えたものではなく、小学 2 年生と 4 年生時に不登校を経験しているところからみると、不法行為法上違法と評価することはできない。</p>	<p>名古屋地裁 平 25. 1. 31 棄却(控訴)</p> <p>判時 2188 号 87 頁</p>
<p>学校</p>	<p>市立小学校 6 年の女子児童が、同級生のいじめにより自殺した事故につき、同校校長、担任教諭に児童の自殺につき予見可能性がないとして、市及び県にいじめに対する範囲の損害賠償責任が認められた事例</p> <p>[小学校いじめ]</p>	<p>フィリピン人の母親</p>	<p>桐生市</p>	<p>[争点] 小学校の校長並びに担任教諭の安全配慮義務違反（いじめ防止義務違反）の有無 [判決結果・理由] 校長や担任教諭は、およそ考えられるべき措置を講じず、その結果、悪口をやめさせ給食時の生徒の孤立状態を予防解消したり、校外学習日の非難及び悪口をさせないようにしたりすることができず、生徒はこれにより精神的苦痛を蓄積していったと考えられることからすると、担任教諭や校長が具体的措置を講じていたら、それにより生徒の精神的苦痛は相当程度軽減されたものと認められる。したがって校長及び担任教諭は安全配慮義務を怠ったというべきである。</p>	<p>前橋地裁 平 26. 3. 14 一部認容一部棄却(控訴)</p> <p>判時 2226 号 49 頁</p>

学校	<p>道立高校 2 年の生徒がインターネットに不適切な書き込みをし、同高校教諭より事情聴取、叱責を受けたうえで停学処分となった直後に自殺した事故につき、遺族が求めた国家賠償請求が棄却された事例</p> <p>[高校事故]</p>	死亡した生徒の遺族 (父母)	北海道	<p>[争点] 停学処分の違法性 [判決結果・理由] 停学事由を定める本件学校の懲戒規定 2 条 3 号の「学校の秩序を乱す行為をした場合」及び同条 11 号の「脅迫及びこれに類する行為」に該当するというべきであり、そのことを理由として生徒を停学処分に付することが、全くの事実の基礎を欠くとか、あるいは社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱又は裁量権を濫用した違法な処分であると認めることはできない。</p>	<p>札幌地裁 平 25. 2. 15 棄却 (控訴)</p> <p>判時 2179 号 87 頁</p>
学校	<p>小学生の父母による担任教員に関する連絡帳への書込み、教育委員会への文章の提出等が名誉棄損、侮辱等の不法行為に当たらないとされた事例</p> <p>[小学校クレーム・苦情]</p>	公立小学校女性教諭で小学 3 年生の担任	小学 3 年生の子を持つ父母	<p>[争点] 名誉棄損・侮辱・不法行為等の成否 [判決結果・理由] 連絡帳への書込みによる名誉棄損については、書込みの具体的内容が他に伝播するおそれがなかったとして、公然性を否定して名誉棄損を否定。悪魔のような先生であるとか、最低の先生だと思っている等の記載につき侮辱も否定し、市教育委員会での言動についても、教諭の社会的評価を低下させる表現を含むとしつつ、公然ではなかったとして名誉棄損・侮辱を否定。保護者らに不注意な面がみられるものの、不法行為を構成するほど不注意なものと断定することはできない。</p>	<p>さいたま地裁 熊谷支部 平 25. 2. 28 棄却 (控訴)</p> <p>判時 2181 号 113 頁</p>
個人情報保護	<p>HIV 感染症に罹患した看護師に対し、病院の上司である副院長及び看護部長が本人の同意なく入手した罹患情報に基づき勤務を休むよう指示したことが違法であるとして、同病院を経営する医療法人に対する慰謝料請求が認容された事例</p> <p>[HIV と個人情報]</p>	HIV に感染している看護師	病院	<p>[争点] 個人情報の情報共有による不法行為の成否 [判決結果・理由] 本件情報はその収集目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用されるべきものであり、上記目的である原告に対する医療の提供及びこれに関する通常の業務で想定される別表記載の目的で利用されるべきであるから、本件情報を労務管理を目的として用いることは、目的外利用に当たり、本人の同意がない限り許されない。</p>	<p>福岡地裁久留米支部 平 26. 8. 8 一部認容一部棄却 (控訴)</p> <p>判時 2239 号 88 頁</p>

個人情報保護	<p>HIV に感染した看護師に対し、入手した患者情報に基づき勤務を休むよう指示したことは違法であるとして、勤務先の病院の損害賠償責任が認められた事例</p> <p>[HIV と個人情報]</p>	HIV に感染している看護師	病院	<p>[争点] 個人情報の情報共有による不法行為の成否</p> <p>[判決結果・理由] 本件情報共有も当時は担当医師2名を含めて6名に限られて、本件情報が控訴人病院の職員に広く知られていたものではなく、控訴人病院は、9月14日の話し合いにおいて本件情報共有の事実経過とともに勤務内容を変更して働くことも可能なことを説明していることに加え、被控訴人の HIV 感染や梅毒の状況等を考慮すると、被控訴人の退職やうつ病と控訴人の不法行為との間に相当因果関係は認められない。</p>	<p>福岡高裁 平 27. 1. 29 変更（上告受理申立て）</p> <p>福岡地裁久留米支部 平 26. 8. 8</p> <p>判時 2251 号 57 頁</p>
個人情報保護	<p>医師としての知識、経験に基づく診断を含む医学的判断を内容とする鑑定を命じられた医師がその過程で知り得た人の秘密を正当な理由で漏らす行為と秘密漏示罪の成否に関する事例</p> <p>[医師と秘密漏洩]</p>	医師	国	<p>[争点] 業務上知り得た秘密を漏らした場合の刑法 134 条 1 項の秘密漏示罪の成否</p> <p>[判決結果・理由] 医師が医師としての知識、経験に基づく診断を含む医学的判断を内容とする鑑定を命じられた場合には、その鑑定の実施は、医師がその業務として行うものと言えるから、医師が当該鑑定を行う過程で知り得た人の秘密を正当な理由なく漏らす行為は、医師がその業務上取り扱ったことについてとり得た人の秘密を漏示するものとして刑法 134 条 1 項の秘密漏示罪に該当すると解するのが相当。</p>	<p>最高裁 平 24. 2. 13 上告棄却</p> <p>大阪高裁 平 21. 12. 17</p> <p>奈良地裁 平 21. 4. 15</p> <p>判時 2156 号 141 頁</p>

性同一性障害	性同一性障害による性別変更を理由にゴルフクラブの入会等を拒絶したことについて、憲法 14 条 1 項等の趣旨に反し違法であるとされた事例	男性から女性に変更した性同一性障害者	ゴルフ場運営会社	<p>【争点】 ゴルフクラブ入会拒否と認証拒否の違法性</p> <p>【判決結果・理由】 特例法が施行されてから本件入会拒否及び本件承認拒否までに約 8 年が経過しており、同障害が単なる趣味・嗜好の問題ではなく、本人の意思とは関わりなく罹患する疾患であることが相当程度社会においても認識され、また被告らとしても認識すべきであったと認められることなどに鑑みれば、被告らが構成員選択の自由を有することを十分考慮しても、やはり本件入会拒否及び本件承認拒否は、憲法 14 条 1 項及び国際人権B規約 26 条の規定の趣旨に照らし、社会的に許容しうる限界を超えるものとして違法というべき。</p>	<p>静岡地裁 平 26. 9. 8 一部認容一部棄却（控訴）</p> <p>判時 2243 号 67 頁</p>
性同一性障害	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3 条 1 項の規定に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子と嫡出の推定に関する事例	女性から男性への性別取扱い変更を受けた者	国	<p>【争点】 父の欄を空欄とする等の戸籍の記載につき戸籍法 113 条の規定に基づく戸籍の訂正許可の成否</p> <p>【判決結果・理由】 性別の取扱いの変更の審判を受けた者については、妻との性的関係によって子をもうけることはおよそ想定できないものの、一方でそのような者に婚姻することを認めながら、他方でその主要な効果である同条による嫡出の推定についての規定の適用を、妻との性的関係の結果もうけた子であり得ないことを理由に認めないとするは相当ではない。子が同条による嫡出の推定を受けられないことを理由とする本件戸籍記載は法律上許されないものであって戸籍の訂正を許可すべきである。</p>	<p>最高裁 平 25. 12. 10 破棄</p> <p>東京高裁 平 24. 12. 26</p> <p>東京家裁 平 24. 10. 31</p> <p>判時 2210 号 27 頁</p>

生活保護	<p>生活保護法 62 条 3 項に基づく保護の廃止の決定に先立ち、処分行政庁による被保護者に対する同法 27 条 1 項に基づく指示が生活保護法施行規則 19 条により書面によって行われた場合において、当該書面に記載されていた事項に代わる対応として処分行政庁が口頭で指導していた事項が指導の内容に含まれると解することはできないとされた事例</p>	被保護者	京都市	<p>【争点】生活保護廃止処分の要件を満たすかについての成否 【判決結果・理由】本件請負業務による収入を月額 11 万円まで増収すべき旨が記載されているのみであり、本件自動車を処分すべきことも指示の内容に含まれているものと解すべき記載は見当たらないから、本件指示の内容は上記の増収のみと解され、処分行政庁が上告人に対し従前から増収とともにこれに代わる対応として本件自動車の処分を口頭で指導し、上告人がその指導の内容を理解しており、本件指導書にも指示の理由として従前の指導の経過が記載されていたとしても、本件自動車の処分が本件指示の内容に含まれると解することはできない。</p>	<p>最高裁 平 26. 10. 23 破棄差戻</p> <p>大阪高裁 平 24. 11. 9</p> <p>京都地裁 平 21. 11. 30</p> <p>判時 2245 号 10 頁</p>
生活保護	<p>身体障害者である原告に対し、自動車保有要件を満たさないことを理由としてされた生活保護廃止処分及びその後の生活保護申請に対する却下処分について、原告が上記各処分当時自動車保有要件を満たしていたとして、上記却下処分を取消した上、各処分の国家賠償法上の違法性及び福祉事務所長の過失を認めて原告の国家賠償請求が一部認容された事例</p>	両股関節機能全廃等の身体障害者	枚方市	<p>【争点】自動車保有要件の違憲性、処分価値のない自動車であったとしても保有を当然には認めない点、身体障害者の自動車保有を制限する者であるかの合理性の可否 【判決結果・理由】本件自動車の処分を指示した本件指示は、生活保護法 4 条 1 項の解釈適用を誤った違法なものであるというべきであるから、原告が本件指示に従わないことを理由としてされた本件廃止処分も違法である。</p>	<p>大阪地裁 平 25. 4. 19 一部認容一部棄却（確定）</p> <p>判時 2226 号 3 頁</p>

生活保護	市の福祉事務所職員による生活保護申請の不受理、開始決定後の不履行、生活保護申請の自粛勧告が違法であるとして、市の国家賠償責任が認められた事例	係争中に死亡した者の妻	三郷市	<p>【争点】生活保護申請行為の有無(福祉事務所及び職員の生活保護申請に対する審査応答義務違反、保護開始決定を行う義務違反の有無)、住宅扶助を支給しなかったことの違法性</p> <p>【判決結果・理由】生活保護を申請する旨の意思を確定的に表示したと認められ、生活保護実施機関が原告の申請に応答していないから、審査・応答義務に違反したと認められる。家賃額の確認を行った上で住宅扶助を支給しようとするなどの対応がされたことはうかがわれず、原告が家賃を支払う必要があったにもかかわらずこれを被告福祉事務所が支給する決定をしなかったことに合理的理由はない。したがって被告福祉事務所が住宅扶助の支給決定を行わなかったことは、職務上の義務に違反する行為であり、過失が認められる。</p>	さいたま地裁 平 25. 2. 20 一部認容一部棄却(確定) 判時 2196 号 88 頁
生活保護	生活扶助の老齢加算の廃止を内容とする生活保護法による保護の基準の改定が違憲であるとした原審の判断に違法性があるとされた事例	国	生活保護受給者	<p>【争点】老齢加算廃止と憲法 25 条、生活保護法 3、8、56 条違反について</p> <p>【判決結果・理由】老齢加算等の改訂が厚生労働大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用によるものとして違法であるとした原審の判断には違法がある。</p> <p>【原審】厚生労働大臣が老齢加算の廃止の際に具体的に検討した形跡が見られず、保護基準の上記改定には考慮すべき事項を十分考慮しておらず、又は考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠き、その結果、社会通念に照らして著しく妥当性を欠いたものであるとして、上記改定及びこれに基づく保護変更決定は違法である。</p>	最高裁 平 24. 4. 2 一部破棄差戻 一部終了 福岡高裁 平 22. 6. 14 福岡地裁 平 21. 6. 3 判時 2151 号 3 頁

子ども	<p>幼児が横隔膜ヘルニアを原因とする呼吸不全で死亡したことにつき、小児科開業医に、転送先の病院の選択等の判断に誤りがあったとまでは言えないとして原告らの請求が棄却された事例</p> <p>[病院転送義務]</p>	遺族 (死亡した当時2歳男児の父母)	病院	<p>[争点] 病院転送義務の根拠の妥当性</p> <p>[判決結果・理由] 小児救急病院ではない被告病院の設備や自らの技量を考えた上で、男児の救命のためより良いと考えられる判断をその時点で行っていたもので、上述のとおりその判断がその時点では医師として医学的に間違っていたとは言えない以上、そうした医師の判断に法律上の過失があったとは認められない。</p>	<p>さいたま地裁 平 26. 5. 29 棄却 (確定)</p> <p>判時 2250 号 48 頁</p>
子ども	<p>仮死状態で出生した新生児が、医師及び助産師の分娩監視義務違反により脳性麻痺を発症し重度の後遺障害が残ったとして、病院に求めた診療上の債務不履行に基づく損害賠償請求が認容された事例</p> <p>[分娩監視義務]</p>	新生児とその両親	東海市病院	<p>[争点] 医師及び助産師の分娩監視義務違反の有無</p> <p>[判決結果・理由] 被告病院の助産師及び医師が 15 時 45 分頃の時点で、適切に原告児の胎児心拍数図等を監視し、母体の体位転換、陣痛促進剤の投与停止をまず行い、並行して急速遂娩の準備を行い、状態が改善しない場合には急速分娩に踏み切るという注意義務を果たしていれば、15 時 45 分に近接した時間において原告胎児機能不全は解消された高度の蓋然性があるというべき。</p>	<p>名古屋地裁 平 26. 9. 5 一部認容一部棄却 (控訴)</p> <p>判時 2244 号 65 頁</p>
子ども	<p>幼稚園の職員が園児に虐待をした旨の週刊誌の記事について、出版社の学校法人、職員に対する名誉棄損が肯定された事例 (学校法人につき入園辞退者に対する返還金相当額、定員割れに係る入園金相当額等の損害が認められた事例)</p> <p>[名誉毀損によって被った警備委託費用、入園辞退者に対する返還金相当額、定員割れに係る入園金相当額等の損害を認めたもの]</p>	幼稚園 二人の職員	(株) 文藝春秋	<p>[争点] 名誉毀損の有無 風評被害に対する妥当性</p> <p>[判決結果・理由] 幼稚園において園児の肛門や性器を引っ掻き、屋上から園児を逆さ吊りにしたという事実を摘示し、これを読んだ不特定多数の保護者らに対し、原告が園児に上記各虐待をしたとの印象を与えるとともに、原告法人が上記虐待をするような者を勤務させているとの印象を与えるものであるから、これによって社会的評価が低下し、その名誉が毀損されたといえることができる。</p>	<p>東京地裁 平 26. 9. 26 一部認容一部棄却 (控訴)</p> <p>判時 2244 号 55 頁</p>

<p>子ども</p>	<p>出産後母子同室の制度をとる国立病院で、助産師等が新生児に対する経過観察義務を怠ったため新生児が低酸素性虚血性脳症になったとして、国立病院側の損害賠償責任が認められた事例</p> <p>〔経過観察義務〕</p>	<p>新生児 両親</p>	<p>国立医療 機構</p>	<p>〔争点〕 窒息防止義務違反・経過観察義務違反の有無</p> <p>〔判決結果・理由〕 被告病院は新生児を原告である母親に預ける際に、原告の母親が帝王切開術による疲労、鎮痛剤の影響等も相まって、授乳中に睡眠状態や意識朦朧状態に陥り、結果、新生児に窒息や圧死等が生じ得ることや新生児の容態が急変した場合に母親において的確な対処ができないような事態が生じ得ることを具体的に予見できたと認められる。そしてこのような事情の下、帝王切開術による出産当日からの授乳、しかも新生児室ではなく母親の病床で横臥した状態での授乳を実施するのであれば、被告病院は、上記危険を回避するための経過観察義務を負うと解するのが相当。</p>	<p>福岡地裁 平 26. 3. 25 一部認容一部棄却（控訴）</p> <p>判時 2222 号 72 頁</p>
<p>子ども</p>	<p>産院における新生児取り違えを理由とする債務不履行について、権利の内容、性質に照らして客観的に見て権利行使が期待できないときは時効の進行を否定すべき場合があり、その際には損害の特殊性も考慮すべきであるとして、時効の完成が認められなかった事例</p> <p>〔本来戻るべきだった家庭は、教育熱心で、子ら3人はすべて大学又は大学院卒であり全員が一部上場企業に就職。他方、取り違えて渡った家庭は、父親が死に、生活保護受給家庭で、中卒で働き、定時制の工業高校卒〕</p>	<p>家庭環境が裕福な家族の兄弟ら</p>	<p>産院</p>	<p>〔争点〕 取り違えの有無、債務不履行の有無、損害、消滅時効の成否</p> <p>〔判決結果・理由〕 新生児の取り違えを理由とする損害賠償請求権は、当該取り違えが起きると同時に、その全損害額が確定されたものとして損害賠償請求権が発生すると解するのは適切ではなく、真実の親子関係を引き離された年月の進行とともに、同一性を失わない単一の損害が日々拡大していくという特殊な性格を有している。本件取り違えの発生と同時に、損害賠償請求権の行使は観念的に可能となったとはいえ、客観的に見て、その行使を合理的に期待できないことは明らかであり、また、上記のような損害の特殊な性格に照らしても、本件取り違えの発生時を時効起算点と解することは適切ではない。いまだ消滅時効は完成していないというべき。</p>	<p>東京地裁 平 25. 11. 26 一部認容一部棄却（確定）</p> <p>判時 2221 号 62 頁</p>

子ども	未認可保育園において睡眠中の幼児（1歳2か月）が一時的無呼吸状態となり、低酸素性虚血性脳症を発症し重大な後遺障害を残したことに付き、保育園の経営者の損害賠償責任が否定された事例	新生児 両親	認可外保育施設	<p>【争点】心肺停止の原因が窒息によるものか、保育上の注意義務違反の有無</p> <p>【判決結果・理由】真下あるいはほぼ真下ではなく、右横を向いていたと認められ、胸に乗っていないという状態であれば、窒息の可能性は少ないと認められる。うつ伏せ寝自体も、長時間その状態で放置するものでなければ、直ちに生命に危険をもたらすものとは言えない。そうだとすれば、うつ伏せ寝を発見した場合に直ちに仰向けにする義務があるとも認められない。それゆえ、保育上の注意義務を被告が怠ったとはいえない。</p>	<p>横浜地裁川崎支部 平26.3.4 棄却（控訴）</p> <p>判時2220号84頁</p>
子ども	北海道より家庭学校に入所させられた児童が、同室の年上の児童から性的暴行を受けたことにつき、家庭学校の職員に過失があるとして家庭学校及び北海道に対して求めた損害賠償請求が棄却された事例	当時10歳の男児 その養父 実母	社会福祉法人児童自立支援施設	<p>【争点】児童の分離処遇を怠った債務不履行、職員の監視義務違反の有無</p> <p>【判決結果・理由】加害児童が本件加害行為に出ることを具体的に予見することは極めて困難であった以上、加害児童を個室に分離して処遇することの難点を見逃してまで、加害児童と原告児童とを分離して処遇すべきであったということはできないから、家庭学校の職員らにおいて加害児童と原告児童とを分離して処遇しなかったことが過失等を構成するということはできない。家庭学校の職員らにおいて加害児童が本件加害行動に出ることを具体的に予見することは極めて困難であったこと、家庭学校の職員らが児童と一緒に寝て監視をするなどすると、児童は落ち着いて寝ることができず、児童の生活に重大な支障が生じ得ることを考慮すると、被告家庭学校の職員らの行っていた監視が不十分であったということはできず、家庭学校の職員らに十分な監視を怠った過失等があるということはできない。</p>	<p>札幌地裁 平24.9.26 棄却（控訴）</p> <p>判時2170号88頁</p>

子ども	分譲マンション内における階上の部屋の子どもによる騒音につき不法行為が認められ、慰謝料、治療費、騒音測定費用の損害が認められた事例	104号室の住人	204号室の住人	<p>【争点】 所有権・人格権に基づく騒音による不法行為の成否</p> <p>【判決結果・理由】 204号室の同居者である被告の子が前期程度の音量及び頻度で騒音を104号室に到達させないよう配慮すべき義務があるのにこれを怠り、原告らの受忍限度を超えるものとして不法行為を構成するものとするべきである。人格権ないし104号室の所有権に基づく妨害排除請求としての差止の対象となるというべき。</p>	<p>東京地裁 平24.3.15 一部認容一部棄却（控訴）</p> <p>判時2155号71頁</p>
子ども	町立小学校の生徒の自殺をめぐって、担任教諭の指導に違法はないが、学校側に被害者の保護者に対する事故調査・結果報告義務違反があるとして、町及び北海道に対する国家賠償請求が認めされた事例	遺族である両親	遠軽町	<p>【争点】 真実解明調査・報告義務違反の有無、学校側の安全配慮義務</p> <p>【判決結果・理由】 学校設置者は、他の児童の健全な成長やプライバシーに配慮した上、児童の自殺が学校生活に起因するのかどうかを解明可能な程度に適時に事実関係の調査をしてその原因を究明する一般的な義務を負うと理解できる。また自殺した保護者から、自殺の原因についての報告を求められた場合、学校設置者は、信義則上、在学契約に付随して、当該児童の保護者に対し、上記調査義務に基づいた結果を報告する義務を負う。</p>	<p>札幌地裁 平25.6.3 一部認容一部棄却（控訴）</p> <p>判時2202号82頁</p>
子ども	<p>東日本大震災における大津波に町立保育所で保育中の園児らが巻き込まれ死亡した事故につき、町側に予見可能性がなかったとして、町の損害賠償責任が否定された事例</p> <p>【津波災害】</p>	遺族である両親	山元町	<p>【争点】 保育委託契約の債務不履行、保育所の安全配慮義務違反</p> <p>【判決結果・理由】 山元町について予想される津波の最大水位の2倍以上の数値であることからすれば、収集し得た情報や山元町の沿岸6行政区の地形がほぼ平坦であったことを前提にしても、総務課長において、海岸線から1.5kmの地点にあった本件保育所に津波が到達し得る危険性を予見することはできなかったというべき。</p>	<p>仙台地裁 平26.3.24 棄却（控訴）</p> <p>判時2223号60頁</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子ども</p>	<p>東日本大震災の際、大津波に町立保育所の園児らが巻き込まれ死亡した事故につき、町側に予見可能性がなかったとして、町の損害賠償責任が否定された事例</p> <p>[津波災害]</p>	<p>遺族である両親</p>	<p>山元町</p>	<p>[争点] 保育委託契約の債務不履行、保育所の安全配慮義務違反</p> <p>[判決結果・理由] 保育所における被災で園児の生命が失われたのは悔やまれる。しかしながら、これは結果から見た評価であって、前をもって本件保育所に津波が到達する危険性があることを予見することができたかという点、園児の生命の保持に責任がある被控訴人（災害対策本部の総務部長、保育所の保育士ら）においても、予見することができなかったといわざるを得ない。予見可能性を肯定することができない以上、被控訴人の責任を認めることはできない。</p>	<p>仙台高裁 平 27. 3. 20 控訴棄却（上告・上告受理申立て）</p> <p>仙台地裁 平 26. 3. 24</p> <p>判時 2256 号 30 頁</p>
--	---	----------------	------------	---	--

<p>子ども</p>	<p>東日本大震災の津波に幼稚園児が送迎バスとともに巻き込まれ死亡した事故につき、園長に津波に対する情報収集の懈怠があったとして、同園の運営法人及び園長に対する遺族からの損害賠償請求が認容された事例</p> <p>〔津波災害〕</p>	<p>遺族である両親</p>	<p>幼稚園 園長</p>	<p>〔争点〕 情報収集義務の懈怠、園児の保護義務の有無 〔判決結果・理由〕 幼稚園児は3歳から6歳と幼く、自然災害発生時において危険を予見する能力及び危険を回避する能力が未発達の状態にあり、園長及び教諭らを信頼してその指導に従うほかには自らの生命身体を守る手だてがないのであるから、被告学院の履行補助者である本件幼稚園の園長及び教諭ら職員としては、園児らの信頼に応えて、できる限り園児の安全に係る自然災害の情報を収集し、自然災害発生の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて被害の発生を未然に防止し、危険を回避する最善の措置を採り、在園中又は送迎中の園児を保護する注意義務を負うものというべき。被告園長は、巨大地震の発生を体感した後にも津波の発生を心配せず、ラジオや防災行政無線により津波警報等の情報を積極的に収集しようともせず、保護者らに対する日頃の送迎ルートの説明に反して、本来は海側ルートへ行くはずのない本件小さなバスの三便目の陸側ルートを送迎される被災園児ら5名を二便目の海側ルートを送迎する同バスに同乗させ、海岸堤防から約200ないし600mの範囲内付近に広がる標高0ないし3m程度の低地帯である門脇町・南浜町地区に向けて同バスを高台から発車させるよう指示したというのであるから、被告園長には情報収集義務の懈怠があったというべきである。</p>	<p>仙台地裁 平 25. 9. 17 一部認容一部棄却（控訴）</p> <p>判時 2204 号 57 頁</p>
------------	--	----------------	-------------------	--	--

震災	東日本大震災の津波により銀行支店の屋上に避難していた行員等が死亡する等した場合について、銀行の安全配慮義務違反が認められなかった事例	遺族	株式会社 七十七銀行	<p>【争点】地震発生後の安全配慮義務違反の有無</p> <p>【判決結果・理由】気象庁が予想される津波の高さを6mから10m以上へ変更したのは午後3時14分のことであったから、避難を完了すべき午後3時までの時点においては、たとえリアス式海岸の湾奥部という特殊な立地に位置した海岸近くの場所において最大震度6弱の揺れを実際に体感したとしても、本件屋上を超えるような約20m近くの巨大津波が押し寄せてくることまでも支店長において予見することは客観的にも困難であったといえる。そうすると当時の時間的にも緊迫した状況の下で、二階屋上まで約10mの高さを有し、三階も含めると約13.35mの高さを有する本件屋上へ避難するとの支店長の判断が、不適切であったとはいえず、支店長において最初から堀切山へ避難するよう指示をすべき義務があったとはいえない。</p>	<p>仙台地裁 平26.2.25 棄却（控訴）</p> <p>判時2217号74頁</p>
震災	東京電力福島第一原子力発電所における放射性物質放出事故により避難生活を余儀なくされた女性が焼身自殺したことにつき、東京電力に8割の損害賠償責任（被害者2割）が認められた事例	遺族である夫	東京電力株式会社	<p>【争点】福島第一原発事故と自殺との因果関係</p> <p>【判決結果・理由】避難によるストレスの結果、精神障害を発症して自死に至る者が出現するであろうことについても、被告において予見することが可能であったというべきである。本件事故に基づいて生じた一般的に強いストレスを生む要因が、死亡した女性の自死に至る準備状態の形成に寄与した割合は8割（女性の心因的要因を理由とする減額割合は2割）と認めるのが相当。</p>	<p>福島地裁 平26.8.26 一部認容一部棄却（確定）</p> <p>判時2237号78頁</p>

<p>労務管理</p>	<p>病院に勤務する臨床検査技師の自殺について、病院側の安全配慮義務の責任が認められた事例</p> <p>〔鬱による自殺と職場の安全配慮義務〕</p>	<p>遺族</p>	<p>病院</p>	<p>〔争点〕 うつ病による自殺と超過勤務との因果関係、病院側の安全配慮義務</p> <p>〔判決結果・理由〕 精神疾患発症が早まるとされる1か月当たり100時間とほぼ見合う、本件参考時間約96時間と同程度の時間外労働をしていた。健康問題、金銭問題、家族・交友関係など、被控訴人における業務のほかに、女性がうつ病エピソードを発症したり、本件自殺をする原因となり得る個体的要因、業務以外の心理的負荷が見当たらないことも考慮すると、被控訴人における業務による心理的負荷が過度に蓄積したことにつき、うつ病エピソードを発症し、その影響により本件自殺に至ったと認めるのが相当。被控訴人は女性に従事させる業務を定めて管理するに際して、安全配慮義務を怠ったというべきであり、控訴人らに対して女性が死亡したことによる損害を賠償する責任がある。</p>	<p>札幌高裁 平 25. 11. 21 一部変更（上告受理申立て）</p> <p>札幌地裁 平 24. 8. 29</p> <p>判時 2212 号 43 頁</p>
-------------	--	-----------	-----------	---	--

<p>労務管理</p>	<p>病院のリハビリ施設で当時43歳の介護職員が自殺したことにつき、その遺族がこの自殺は過重勤務によるうつ病発症によるものであるとして、病院に安全配慮義務があるとして求めた損害賠償請求が認容された事例</p>	<p>遺族の妻</p>	<p>日本赤十字社</p>	<p>【争点】病院側の安全配慮義務違反の有無 【判決結果・理由】 職員の勤怠管理をタイムカードで行っていた以上、男性の労働時間が長時間に上っていることや労働内容にも一定の配慮が必要な業務が多いことなどを認識し、あるいは容易に認識し得たにもかかわらず、被告病院ではタイムカードを確認して男性の労働時間を把握することすらしておらず、男性が適切な業務遂行をなし得るような人的基盤の整備ないし時間外労働の減少に向けた適切な指示等をせず、漫然と放置していたものであり、同人が適切な業務遂行をなし得るような人的基盤の整備を行うなど労働者の心身の健康に配慮し、十分な支援態勢を整える注意義務を怠ったことが認められる。</p>	<p>甲府地裁 平 24. 10. 2 一部認容一部棄却（控訴） 判時 2180 号 89 頁</p>
<p>労務管理</p>	<p>家政婦紹介所の紹介により介護施設で勤務していた家政婦と当該家政婦紹介所との間に、当該家政婦紹介所が当該家政婦を介護施設の指揮命令下に置き、当該介護施設のために労働させることを内容とする労働契約が成立するとされた事例</p>	<p>家政婦</p>	<p>家政婦紹介所</p>	<p>【争点】労働契約の成立の有無 【判決結果・理由】 原告と被告の間には使用従属関係があり、被告は、原告に指示して、介護施設の指揮命令を受けて介護施設のために本件要介護者の介護業務に従事させ、その対価として就業時間 24 時間当たり 1 万 1,700 円の賃金を支払っていたということが出来るから、原告と被告は、平成 18 年 12 月 2 日、本件労働契約を締結したものと解するのが当事者の合理的意思表示に合致するというべき。</p>	<p>東京地裁立川支部 平 25. 2. 13 一部認容一部棄却（控訴） 判時 2191 号 135 頁</p>

<p>労務管理</p>	<p>病院での勤務中、看護師が入院患者から暴行を受けて傷害を負った事案において、使用者である医療法人に安全配慮義務が認められた事例</p> <p>〔患者からの暴行と使用者による安全配慮義務〕</p>	<p>看護師</p>	<p>医療法人</p>	<p>〔争点〕 暴行を受けたことについての病院の安全配慮義務の有無、業務上の傷病に対する休職期間満了による解雇無効の成否</p> <p>〔判決結果・理由〕 入院患者中にかような不穏な状態になる者がいることもやむを得ない面があり、完全にこのような入院患者による暴力行為を回避、根絶することは不可能であるといえるが、事柄が看護師の身体、最悪の場合生命の危険に関わる可能性もあるものである以上、被告としては看護師の身体に危害が及ぶことを回避すべく最善を尽くすべき義務があったというべきである。看護師全員に対し、ナースコールが鳴った際、看護師が患者から暴力を受けている可能性があるということも念頭に置き、自己が担当する部屋からのナースコールでなかったとしても、直ちに応援に駆け付けることを周知徹底すべき注意義務を負っていたというべき。</p> <p>本件適応障害が、労基法19条1項の「業務上」の傷病であると認めることはできないから、本件休職期間満了を理由としてなされた本件解雇は有効と認められる。</p>	<p>東京地裁 平 25. 2. 19 一部認容一部棄却（控訴）</p> <p>判時 2203 号 118 頁</p>
<p>年金</p>	<p>国民年金及び厚生年金保険の被保険者であった夫と別居中であった妻が国民年金法及び厚生年金保険法に基づき遺族基礎年金及び遺族厚生年金の支給を受けることのできる妻（配偶者）に当たるとされた事例</p>	<p>別居中の妻</p>	<p>国 社会保険庁</p>	<p>〔争点〕 遺族である別居していた女性からみて死亡者により生計を維持した者であったか否か</p> <p>〔判決結果・理由〕 その配偶者において、被保険者等からの援助がなければ、その生計の維持に支障を来していたであろうという関係にある場合には、国民年金法37条の2第1項及び厚生年金保険法59条1項にいう生計維持要件を満たすものと解するのが相当。</p>	<p>東京地裁 平 23. 11. 8 認容（確定）</p> <p>判時 2175 号 3 頁</p>

障害	<p>知的障害者地域生活支援センターの入所者が小腸断裂による急性汎発性腹膜炎を発症したことについて、施設を設置運営する法人及びその職員の代理監督者であった者の不法行為責任が認められた事例</p> <p>[虐待]</p>	被害児 父母	社会福祉法人知的障害者地域生活支援センター	<p>[争点]小腸断裂と虐待との関係の有無</p> <p>[判決結果・理由] 障害者に生じた鈍的な物体に基づく小腸断裂の原因を作出した人物は、当時、本件施設の宿直担当者であった被控訴人以外には考えられず、控訴人の腹部右側に外力が加わった結果、小腸断裂が生じたという創傷態様からすれば、過失によってこれを生じるということは考えにくいから、被控訴人らが故意に基づいて控訴人に暴行を加えたと推認するほかない。</p>	<p>高松高裁 平 26. 5. 15 一部変更一部控訴棄却（上告・上告受理申立て）</p> <p>徳島地裁 平 24. 4. 27</p> <p>判時 2242 号 70 頁</p>
障害	<p>指定障害者支援施設運営者が利用者に対してサービス利用契約の解除及び契約の期間満了による終了が認められなかった事例</p> <p>[事業者からの契約解除]</p>	身体障害者の女性	社会福祉法人	<p>[争点] 障害者女性の両親の言動が事業者側契約解除に該当するの可否</p> <p>[判決結果・理由] 原告父が被告の施設職員に対してこのような言動に及んだのは、原告が本件施設を利用してから 12 年間でこの一回の他にはなく、原告母に至っても同じこと。従前の経緯や当日の被告の対応に照らすならば、原告父が上記のような不穏当な言動に及んだとしても、真にやむを得ないとみるべき側面があり、これを重大な背信行為であると評価するにはなお十分ではない。</p> <p>被告側から一方的にその施設において福祉サービスの利用を受けることができなくさせるような更新拒絶を安易に認めるのは相当ではない。被告が本契約の更新を拒絶するためには、更新を拒絶する正当な理由が必要であると解すべきである。</p>	<p>大阪地裁堺支部 平 26. 5. 8 一部認容一部棄却（控訴）</p> <p>判時 2231 号 68 頁</p>

<p>障害</p>	<p>医師の羊水検査結果の誤報告によるダウン症児の出生・死亡につき、検査を依頼した夫妻の家族設計選択の機会が奪われたとして、医師及び医療法人に対する慰謝料請求が認容された事例</p> <p>[現行の母体保護法では、妊婦の身体的または経済的理由の中絶は認めるが、胎児の障害を理由とする中絶は認めていない]</p>	<p>夫婦</p>	<p>医療法人 病院</p>	<p>【争点】妊娠中絶の機会を逸したことによる診療契約上の債務不履行の有無 【判決理由・理由】診断結果の誤報告とダウン症児出生との間に相当因果関係があるか否かは人工妊娠中絶が行われている社会的実態はあるものの、極めて高度の個人的な事情や価値観を踏まえた決断に関わるもので社会的傾向等による検討に馴染まず、その間に相当因果関係を肯定することはできない。 生まれてくる児が健常児であるか否かは今後の家族設計における最大の関心事であるのに、羊水検査結果の誤報告により原告らはこのような家族設計選択の機会を奪われた精神的苦痛は重大である。</p>	<p>函館地裁 平 26. 6. 5 認容（確定）</p> <p>判時 2227 号 104 号</p>
<p>障害</p>	<p>精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合と民法 158 条 1 項の類推適用事例</p>	<p>妻</p>	<p>長男</p>	<p>【争点】時効の完成の猶予（停止）の可否 【判決理由・理由】時効の期間の満了前 6 か月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合において、少なくとも、時効の期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、民法 158 条 1 項の類推適用により、法定代理人が就職した時から 6 か月を経過するまでの間は、その者に対して時効は完成しない。</p>	<p>最高裁 平 26. 3. 14</p> <p>東京高裁 平 25. 3. 19</p> <p>静岡地裁沼津支部 平 24. 10. 2</p> <p>判時 2224 号 44 頁</p>

障害	<p>知的障害者施設の職員の入所者に対する暴行につき職員の不法行為責任、施設の運営者である NPO 法人の使用責任を肯定し、介護施設の利用に対する期待の侵害による慰謝料 200 万円が認められた事例</p> <p>[虐待]</p>	<p>知的障害者 後見人である父</p>	<p>NPO 法人 代表者</p>	<p>[争点] 知的障害者施設における入所者に対する虐待の有無、施設運営法人の使用責任の有無 [判決結果・理由] 被告は本件契約に基づく介護サービスの事業の執行に際し、本件暴行等によって原告の身体等に対する利益を故意に侵害したものであるから、原告に対し不法行為に基づく損害賠償責任を負い、被告法人は前記事業のために被告を使用する者として、原告に対し使用者責任に基づく損害賠償責任を負う。</p>	<p>東京地裁 平 26. 2. 24 一部認容一部棄却（確定） 判時 2223 号 56 頁</p>
障害	<p>重度の心身障害者のための終生介護サービスの施設につき締結された親と施設の運営者との間の終生利用契約が公序良俗に反せず、錯誤、詐欺にも当たらないとされた事例</p>	<p>母親</p>	<p>福祉施設 運営会社</p>	<p>[争点] 終生利用権利金返還の妥当性 [判決結果・理由] 利用契約の締結をしてから障害者の死亡による契約終了まで 12 年以上が経過しており、亡くなるまで終生利用の権利を保持していたことを勘案すると、少なくともピア館利用契約終了時に償却済みであると解することが著しく不当であるということとはできない。</p>	<p>東京地裁 平 26. 6. 24 棄却（確定） 判時 2238 号 46 頁</p>
障害	<p>知的障害者授産施設を運営する社会福祉法人が、同施設利用者らの保護者の大多数が署名捺印した同法人との翌年度の契約を締結しないとする申出書の提出を受け、同施設を廃園としてその従業員らを解雇した処分に対し、従業員らに対する、同法人の理事長、理事ら及び保護者会会長に対する損害賠償責任が認められ、同法人の監督官庁であった県に対する損害賠償責任が否定された事例</p>	<p>施設で勤務している者</p>	<p>施設理事長 理事</p>	<p>[争点] 解雇権の濫用に該当するかの可否 [判決結果・理由] 原告ら職員を退職させるか、本件組合から脱退させるという目的のために綿密に連携してなされた行動の一部と評価できるものであり、…かかる本件解雇を主導し、実施した被告会長及び理事らの不法行為責任は免れないものというべき。</p>	<p>福岡地裁飯塚支部 平 25. 3. 27 一部認容一部棄却（控訴） 判時 2195 号 135 頁</p>

障害	入院中の介護が「重度訪問介護」に該当しないとされた事例	1級の全身性障害者	西東京市	<p>【争点】入院中の介護の重度訪問介護の該当性</p> <p>【判決結果・理由】病院は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者であっても、障害者自立支援法5条3項に規定する重度訪問介護として、障害者入浴、排泄又は食事の介護その他の便益の供与を受けなければ自立した日常生活又は社会生活を営むことができない場合には該当せず、同項に規定する「居宅」には該当しないと解すべきである。</p>	<p>東京地裁 平 25. 1. 29 一部認容一部棄却（控訴）</p> <p>判時 2191 号 33 頁</p>
障害	障害者自立支援法に基づく介護給付費支給決定のうち、重度訪問介護の1か月当たりの支給量268時間を超える部分につき支給量として算定しないとした部分について処分行政庁の裁量権を逸脱濫用した違法な処分であるとしてこれを取消し、処分行政庁に対し重度訪問介護の1か月当たりの支給量542.5時間を下回らない介護給付費支給決定をすることを義務付けた事例	ALS障害者(筋萎縮性側索硬化症)	和歌山市	<p>【争点】処分行政庁の裁量権の濫用の有無</p> <p>【判決結果・理由】社会通念に照らし合わせて明らかに合理性を欠くことから、平成23年度決定は処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用した違法な処分であると認められる。</p>	<p>和歌山地裁 平 24. 4. 25 一部却下一部認容（確定）</p> <p>判時 2171 号 28 頁</p>

¹ 卷末資料「社会保障・社会福祉に関する裁判事例一覧 『判例時報』平成24年7月1日号(2148号)～平成27年7月1日号(2256号)までの3年間」を参照。

² 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

³ 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

⁴ 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りではない。

⁵ 時系列的な整理を含めた事件の詳細は、宮下修一「認知症高齢者の列車事故と不法行為責任・成年後見制度のあり方—JR東海列車事故第一審判決がもたらすもの—」静岡大学法政研究18巻3.4号、2014年、37頁を参照。

⁶ 民法714条1項「前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。」2項「監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。」

ところで、民法714条の責任無能力者の監督義務者等の責任事項については、当時の起草者の発想からも、なぜ加害者本人ではなく、多くは保護者でもある親等が責任を負わないといけないのか、という点に関しては十分な論議がされていたわけではない(平井宜雄『債権各論Ⅱ不法行為』弘文堂、1992年)。むしろ当時においては、家族のなかにあって家長が絶対的な責任を持っていたことから、監督義務者の責任強化という流れが主であったと考えられる(我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』日本評論社、復刻版1988年(1937年))。しかし、監督義務者への責任の拡大は、家族の規模や機能の縮小化に伴って大きな負担を課すことになるという指摘もある(久保野恵美子「子の行為に関する親の不法行為責任(一)」法学協会雑誌116巻4号)。

⁷ 判例時報2202号68頁。

⁸ 長男という記載は、判決文上では被告一郎。父親という記載は、判決文上では太郎として表記されている。以下、判決文の引用については、出典を明記しながらも、表現上での法律用語を家族関係の用語に変えている。

⁹ 判例時報2223号25頁。

¹⁰ 成年後見人ではないことを理由に、同居していながらも責任無能力者の監督義務者としての責任を免れた最近の事例も存在する。これは、重度の知的障害を伴う自閉症の当時36歳の女性が、スーパーで買い物をした際、おつりを取り忘れたまま歩き始めたため、レジの後ろに並んでいた当時78歳の女性が、自閉症の女性を追いかけ声をかけながら手を伸ばして彼女の肩に手を触れようとしたところ、振り向きざまに突き飛ばされ、結果として右上腕骨頸部骨折・右大腿骨頸部骨折の傷害を負った事件も、責任無能力者の監督義務者について争点としたものである。突き飛ばされ障害を負い、3年後に死亡した女性の遺族が、責任無能力者である自閉症の女性と同居している実父母に対し民法714条2項の責任があるとして損害賠償を請求した事例では、「自閉症女性は成年後見に付されておらず、家庭裁判所による精神保健福祉法上の保護者選任手続きも行われていなかったことから、同居の実父母らが民法714条1項の責任無能力者を監督する法定の義務を負う者に該当しない」としている。しかし、ここでの争点は、「責任無能力者の生活の面倒を見ている事実上の保護者として、法定の監督義務者に準じて民法714条2項の責任を負うか」という点であった。その点については、「同居している実父母らは、自閉症である子と同居し、彼女の面倒を見ていたが、…このような事実上の監督者であったのみで、直ちに民法の重い責任を負わせるのは妥当ではなく、自閉症児である子の状況が他人に害を与える危険性があること等のため、自閉症の子を保護監督すべき具体的な必要性があった場合に限り、責任無能力者の監督義務者に準じて民法714条の責任を負うものと解す」べきであるとし、「同居している実父母らにおいて、外出の際には付き添いをする等して、自閉症の子を保護監督すべき具体的な必要性があった場合とは認められない」ことから、民法714条の責任を否定している。

この場合においては、一人でバスや電車を乗り継いで作業所に行くという、あるパターン化された行動をとる自閉症者と、行動をパターン化することが難しい認知症高齢者とは、同居という形態をとった場合の監督義務者の監督責任は異なってくると思われる(名古屋地裁平成23年2月8日判決 棄却 控訴)。

¹¹ ただ、この場合においても、事実上の監督者の判断をする上で、扶養義務の範囲や程度とも関係性を持たせた展開が必要になるところではあろう。そしてその具体的な内容として、「監督義務者としての監督を怠った」その理由を、認知症高齢者等の介護が絡んでくるとすれば、必然的に「どこまでの介護(監督)を行っていたのか」という事実上の判断と、「どこまで介護(監督)すべきだったのか」という規範的な判断とを、現在の介護現場の水準とで図る必要もあるのではないかと(大澤逸平「責任無能力者の行為に起因する損害の『帰責』と『分配』」一名古屋高判平成26年4月24日をめぐる覚書—」専修ロージャーナル第10号、2014年、96頁も参照)。

¹² 民法877条1項「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」2項「家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。」3項「前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。」

¹³ 精神保健福祉法5条。この法律で「精神障害者」とは、精神分裂病(統合失調症)、中毒性精神病、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

¹⁴ 精神保健福祉法20条「精神障害者については、その後見人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護者となる。ただし、次の各号の一に該当する者は保護者とならない。一 行方の知れない者、二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族、三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は保佐人、四 破産者、五 禁治産者及び準禁治産者、六 未成年者。」2項「保護者が数人ある場合において、その義務を行うべき順位は、次のとおりとする。ただし、本人の保護のため特に必要があると認めた場合には、後見人以外の者について家庭裁判所は利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。一 後見人、二 配偶者、三 親権を行う者、四 前2号の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者。」3項「前項ただし書の規定による順位

の変更及び同項4号の規定による選任は家事審判法（昭和22年法律第152号）の適用については、同法9条第1項甲類に掲げる事項とみなす。」

¹⁵ 民法900条「同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。」

¹⁶ 判例時報2261号145頁。

¹⁷ この裁判では、死亡した高齢者の遺族側が、学校を管理する今治市に何ら賠償請求を行っていないことから、学校側の安全配慮義務等の当否は争点になっていない。事故が2004年2月25日水曜の放課後、つまり平日学校が終わってからグラウンドを開放している時間帯に起きたものであったが、これが体育等の授業の一環でシュートの練習をしていたような場合であれば、結論がどう左右し責任の所在が誰にあったのか、また同じように特別養護老人ホーム等の介護施設で、同じ責任無能力者である認知症の高齢者が投げるか蹴るかしたボールが道路に点々と転がり、その道路を自転車に乗って走っていた小学生に当たるなり、またそのボールを避けようとして転倒し死亡したような場合であったとするなら、学校や行政の責任を争点にしなかった今回の最高裁同様、老人ホームの安全配慮・管理義務等も争点にされることはないのか、疑問が残るところではある。

¹⁸ 判例時報2197号84頁。

¹⁹ 最近の判例として、未成年者が加害者であり、その保護者である親が監督者となって監督責任が認められなかったものに、親と別居している18歳の大学生の無免許運転による交通事故事例（岐阜地方裁判所 平成25年7月19日判決）があり、また親である監督者の責任が認められたものに、当時11歳の小学生の自転車による事故につき、同小学生の責任が否定され、親権者の責任が肯定された事例（神戸地方裁判所 平成26年9月19日判決 控訴）、大型特殊自動車を運転していた当時18歳が、てんかん発作により意識を失い小学生6人に衝突し死亡させた事故につき、加害車を保有し運転者を雇用していた会社及び運転者と同居していた運転者の母親の損害賠償責任が認められた事例（宇都宮地方裁判所 平成25年4月25日判決 確定）などがある。

²⁰ 従来の責任無能力者に対する監督責任をめぐる論議の中心は、精神障害者を対象とした展開であったため、障害の内容についても、精神分裂病（統合失調症）患者の犯罪行為をめぐる、本人の責任能力や父母といった監護義務者、保護義務者、扶養義務者、また精神病院への措置入院の関係もあり、自治体や病院が監督者になるようなケースがほとんどであったが、今後は認知症高齢者が責任無能力者として問題の争点になると思われる。

²¹ 拙論「私的扶養における家族の位置づけと社会保障の行方—民法における老親扶養規定の変遷と、家族をめぐる責任のあり方—」びわこ学院大学研究紀要5号、2013年。

²² 沼正也「扶養に関する諸問題 親族の扶養」『扶養 家族問題と家族法V』1968年、292頁。

²³ 東京高等裁判所 平成17年3月2日棄却確定（家庭裁判所月報57巻11号55頁）、（原審 東京家庭裁判所 平成16年12月2日）、新潟家庭裁判所 平成18年11月15日認容確定（家庭裁判所月報59巻9号28頁）。

²⁴ 大阪家庭裁判所 平成19年2月26日認容・一部棄却確定（家庭裁判所月報59巻8号47頁）。

²⁵ 東京高等裁判所 平成22年7月30日取消・認容確定（家庭裁判所月報63巻2号145頁）、（原審 さいたま家庭裁判所越谷支部 平成22年3月19日）。

²⁶ 拙論「私的扶養における家族の位置づけと社会保障の行方—民法における老親扶養規定の変遷と、家族をめぐる責任のあり方—」、前掲（注21）、37～39頁。

²⁷ 平成7年成立した精神保健福祉法は、その経緯をたどると明治33年の精神病者監護法に始まり、次いで大正8年の精神病院法、昭和25年の精神衛生法、昭和62年の精神保健法から発展してきたものである。

²⁸ 奥野久雄「重度の認知症による精神疾患を有する者の加害行為と監督義務者の不法行為責任」CHUKYO LAWYER Vol.22、2015年。奥野久雄「成人の責任無能力者の加害行為と同居する両親の民法714条の責任の成否」CHUKYO LAWYER Vol.16、2012年を参照。

²⁹ 精神分裂病（統合失調症）に罹患し、第三者を殺害した者の同居している両親に対する民法第714条の責任が否定された事例。東京地方裁判所昭和61年9月10日判決（判例時報1242号63頁）。

³⁰ 心神喪失状況にあった精神障害者が第三者に暴行を加えた傷害事件で、その精神障害者と同居していた両親に対する民法714条の責任を認めた事例。最高裁昭和58年2月24日判決（判例時報1076号58頁）。

³¹ 大阪高等裁判所 平成18年8月29日判決 原審 神戸地方裁判所姫路支部 平成15年（ワ）第1005号。

³² 民法415条「債務者がその債務の本旨に従った履行をしなときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。」

³³ 医療における診療契約も、処置や治療をすることが目的であって、完治を約するものではない準委任契約である。

³⁴ 精神保健福祉法上の「保護者の義務」条項については、精神病患者の家族に過度な負担がかかるという意味合いで、従来から批判（前田泰「第二節 責任無能力者の不法行為に対する監督責任」『民事精神鑑定と成年後見法—行為能力・意思能力・責任能力の法的判定基準—』日本評論社、2000年、174頁）があった。このようなことから、2014年度の改正で同法20条「保護者の義務」規定そのものが削除されたが、これはあくまでも犯罪行為に至る可能性の高い精神病患者に対する家族への負担軽減を目的としているものであり、前述したように今後は、責任無能力者である認知症高齢者の問題がクローズアップされるとともに、その監督義務者であり保護者でもある家族の責任は、条項を削除したところで発生する課題でもあろう。2015年4月の改正前である旧精神保健福祉法20条では、「精神障害者については、その後見人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護者となる。ただし、次の各号の一に該当する者は保護者とならない。」としながらも、2項では「保護者が数人ある場合において、その義務を行うべき順位は、次のとおりとする。ただし、本人の保護のため特に必要があると認められた場合には、後見人以外の者について家庭裁判所は利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。」とし、その順位を後見人、配偶者、親権者、扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者、と規定していた。しかし、今回の名古屋高等裁判所の判断は、同法20条「保護者」条項を削除した後での

判決であることからして、配偶者であるということのみをもって法定監督義務者になるという先例的な意味をもったものともいえる。

³⁵ 精神障害者をもつ家族の監督義務者責任への過大な負担を軽減させるため、リスクの社会化としての保険システムの導入についての考え方も存在する(水野紀子「精神障害者の家族の監督者責任」岩瀬徹編者『町野朔先生古稀記念 刑事法・医事法の新たな展開』信山社、2014年、261頁)。しかし、ニュアンスとしては相当先の将来的な解決策として、という感が拭えない論じ方となっている。当然のことながら保険というシステムを採用する場合、その抛出母体となる集団は犯罪を行いかねない精神障害者を抱える監督義務者となることから、社会的解決への試みは遠い将来的な課題となろう。だが、認知症の場合には同じ精神障害であっても、その出現の仕方や対象・数は、十分に保険制度を採った社会化に添うものと考えられる。